



## ○ 集落活動センター推進事業費補助金

事業の目的	集落活動センターの初期投資及びセンターの活動（準備を含む）に従事する者の人件費及び活動費に要する経費等に対して補助する。
補助先	市町村
補助率	1 / 2 以内
補助対象事業	<p>①整備事業 （ハード事業）拠点となる施設の整備や改修、機械設備や車両の購入等 （ソフト事業）集落活動センターで実施する事業に必要な経費（維持管理費を除く）</p> <p>②人材導入活用事業 集落活動センターの活動（準備を含む）に従事する者の人件費及び活動費</p> <p>③経済活動拡充支援事業 経済活動の拡充を図る事業計画の作成や事業の実施に必要な経費（ハード・ソフト）</p> <p>④基幹ビジネス確立支援事業 集落活動センターの経済活動のうち基幹的なビジネスを確立するために必要な経費（ハード・ソフト。ソフト事業はハード事業に密接に関連するものに限る。）</p> <p>⑤高知県集落活動センター連絡協議会支援事業 センター間の相互交流、人材育成、情報発信等に要する経費</p>
事業実施主体	<p>①市町村、集落、地域団体、NPO法人等</p> <p>②市町村</p> <p>③集落活動センター運営組織又はその構成員</p> <p>④市町村、集落活動センター運営組織又はその構成員</p> <p>⑤高知県集落活動センター連絡協議会</p>
事業実施基準 （整備事業・人材導入活用事業）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集落活動センターを運営する組織があること</li> <li>・ 実際に活動に着手できること</li> <li>・ 集落活動センターの設置について地域住民の総意があること</li> <li>・ 将来を含め、市町村の支援体制が整っていること</li> </ul>
1 か所当たり事業費	<p>①集落活動センター整備事業：1 か所あたり3 千万円 / 3 年間</p> <p>②高知ふるさと応援隊事業：1 人あたり1 2 5 万円 / 年</p> <p>③経済活動拡充支援事業：1 か所あたり5 0 0 万円 / 年（知事特認あり）</p> <p>④基幹ビジネス確立支援事業：1 か所あたり1, 0 0 0 万円</p> <p>⑤高知県集落活動センター連絡協議会支援事業：1 1 0 万円 / 年</p>
事業例	平成 30 年度採択箇所：室戸市（椎名）、奈半利町（全域）、芸西村（全域）、香美市（美良布、平山）、大豊町（岩原）、土佐町（石原）、いの町（柳野、越裏門・寺川）、中土佐町（大野見南・大野見北）、佐川町（斗賀野）、越知町（横島西部）、須崎市（安和）、梶原町（四万川、越知面、西区、東区）、津野町（郷、白石）、四万十町（中津川、仁井田）、四万十市（大宮）、宿毛市（沖の島、鶴来島）、土佐清水市（下川口）、大月町（姫ノ井）、黒潮町（蜷川、蛸瀬川）
スケジュール	随時
事業の流れ	
担当課室	中山間地域対策課 (Tel 088-823-9600)



## ○中山間地域振興アドバイザー

事業目的	中山間地域における地域の活性化や集落の維持・再生に向けて、様々な課題に直面している地域等に対して、専門的な知識や豊かな経験を有するアドバイザーの派遣等を行い、住民が主体となって取り組む地域づくり活動や、集落活動センターの円滑な立ち上げ及び活動を支援する。
アドバイザー	<p>(中山間地域活性化アドバイザー) 小田切 徳美、小西 砂千夫、飯盛 義徳、岡崎 昌幸、 図司 直也、笠松 弘樹</p> <p>(集落活動センター推進アドバイザー) 坂本 誠、藤山 浩、田村 樹志雄</p> <p>(実践活動アドバイザー) ※必要に応じて適当と認められる者を実践活動アドバイザーとして派遣。</p>
対象者	集落活動センター、地域団体等
事業の流れ	
申請者	地域支援企画員（総括）
県が負担する経費	アドバイザー等派遣に係る講師謝金・旅費
事業例	<p>○平成 30 年度派遣実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・須崎市安和地区、津野町床鍋地区：藤山 浩氏</li> <li>・馬路村魚梁瀬地区：坂本 誠氏</li> <li>・土佐町石原地区、越知町横畠西部地区：田村 樹志雄氏</li> <li>・四万十町仁井田地区（会計システムによる経営管理等への助言）</li> <li>・津野町白石地区（飲食の提供に関するメニュー作り等への助言）</li> <li>・香南市平山地区（関係人口等に関する講演）</li> <li>・室戸市椎名地区（ピザ焼き体験の実施に関する運営方法への助言）</li> <li>・いの町柳野地区（税務、会計知識等に関する勉強会の開催）</li> <li>・室戸市日南・大平地区（集落活動センターの立ち上げについて助言）</li> <li>・須崎市浦ノ内地区（地域食材を活かした弁当作りについて助言）</li> <li>・日高村能津地区（地域振興に関する計画づくりへの助言）</li> <li>・土佐町松ヶ丘地区（地域づくりに関するファシリテーション）</li> </ul> <p>※事業例は旧制度（集落活動センター推進アドバイザー、地域づくりアドバイザー）での派遣実績。</p>
担当課室	中山間地域対策課（Tel 088-823-9600）

## ○集落の活力づくり支援事業費補助金

事業の目的	小規模な集落などの活力づくりを促進し、集落活動センターの取り組みへのステップアップ等につなげていくため、住民が主体となって取り組む集落の活性化、経済活動の推進等に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する
補助先	(1) 市町村、一部事務組合若しくは広域連合又は複数の市町村が組織する協議会 (2) 集落、地域団体又はNPO法人等（緊急性が認められる場合に限る）
補助率	定額又は1/2
補助対象事業	(1) 集落活動活性化事業 集落の活性化、経済活動の推進、生きがいつくりの創出など、地域の課題解決に向けて、住民が主体的に取り組む集落活動の初動時等に必要ハード又はソフト事業  (2) 集落の活力づくり支援事業 集落活動センターの経済活動、地域アクションプランの取り組みなどの目標が明確となった集落活動の新たな展開や事業拡大等に必要ハード又はソフト事業
事業実施主体	(1) 市町村等 (2) 集落、地域団体又はNPO法人等
補助限度額	(1) 集落活動活性化事業 1補助事業当たり 50万円 (2) 集落の活力づくり支援事業 1補助事業当たり 1,000万円
事業例	平成30年度実績 8市町村8箇所
スケジュール	第1次募集 前年度1月頃 第2次募集 8月頃（以降、予算状況による）
事業の流れ	<pre> graph LR     A[市町村等で計画書を作成] --&gt; B[市町村等が補助申請]     B --&gt; C[県で交付決定]   </pre>
担当課室	中山間地域対策課 (Tel 088-823-9600)

## ○高知県産学官民連携センター

事業目的	平成27年4月に「高知県産学官民連携センター」を開設し、「知の拠点」、「交流の拠点」、「人材育成の拠点」という三つの拠点機能を持ち、産業振興や地域の課題解決等を支援する。
支援内容	<p>「知の拠点」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学などと連携した事業化につなげるワンストップ窓口を設置</li> <li>・アイデアや構想を事業化につなげるための支援プログラムの実施</li> </ul> <p>「交流の拠点」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内外の人材や知恵を活用し、様々な講座やワークショップ等の開催</li> </ul> <p>「人材育成の拠点」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業人材育成プログラム「土佐まるごとビジネスアカデミー」(P31の事業を実施)</li> </ul>
対象者	産業振興、地域の課題解決等に関わる全ての方
申請者	相談者、講座等の受講希望者
事業例	<p>○相談窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内高等教育機関のコーディネーター及び経営コンサルタント・中小企業診断士等民間のアドバイザー等との連携により、事業化に関する多様な相談に対し、アドバイス等の支援を行う</li> </ul> <p>○支援プログラム</p> <p>&lt;ココプラビジネスチャレンジサポート&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ココプラの各種取組を通じて生み出されたアイデアを事業化しようとする取り組みを専任サポートチームの編成、専門家の助言、市場調査や試作品開発が可能な補助制度で支援する。</li> </ul> <p>○講座等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シーズ・研究内容紹介（高等教育機関等が持ち回りでシーズや研究内容を紹介）</li> <li>・経営者トーク（県内企業の経営者を講師に招き、創業のエピソードや企業の強み、経営者として大切にしている視点や想い、今後の事業展開等を紹介）</li> <li>・連続講座（アイデアをビジネスに結びつけるための知識、スキル等を習得し、ネットワークを構築するための連続した講座を開催。土佐まるごとビジネスアカデミーの実科に位置づけ（p32参照）</li> </ul>
担当課室	産学官民連携センター（Tel 088-821-7111）

I 全般



2 人材導入・育成



①「高知ふるさと応援隊」の導入・育成、その他地域の人材の育成

○集落営農支援事業費補助金(ソフト事業分)

事業の目的	農業生産の共同活動に取り組む集落営農組織の裾野を広げるとともに、複合経営に取り組む「こうち型集落営農」の更なる拡大と法人化を推進する。
補助先	市町村
補助率	①定額 ②定額 ③2/3 以内（市町村の継ぎ足し 1/3 以上必須）
補助対象事業	集落営農を推進するために、市町村が実施する研修会の開催、先進地視察、高収益作物の導入、雇用確保などの取組に支援する。 ①集落営農推進事業 ②高収益作物導入支援 ③雇用確保支援
事業実施主体	市町村、集落営農組織
補助限度額	①上限 500 千円／市町村 ②下限額：100 千円（50 千円／10a） ③上限額：200 千円／人／年（市町村の継ぎ足し 1/3 必須）
事業例	平成 30 年度実績 14 市町村
スケジュール	年 4 回程度募集
事業の流れ	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;"> <p>市町村が、集落営農組織等に対する研修会、先進地視察や高収益作物導入、雇用確保等については、集落営農組織の事業計画を聞き取り実証計画書を作成し、補助申請</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>県で 交付決定</p> </div> </div>
担当課室	農業担い手支援課 (Tel 088 - 821 - 4807)

I 全般



2 人材導入・育成



①「高知ふるさと応援隊」の導入・育成、その他地域の人材の育成

### ○複合経営拠点推進事業費補助金(ソフト事業分)

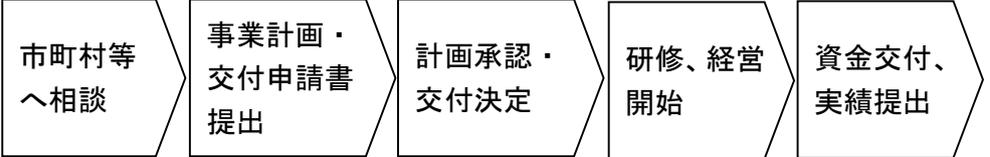
事業の目的	中山間地域の農業の競争力を高め、支える「中山間農業複合経営拠点」を県内に拡大する。
補助先	市町村
補助率	定額、1/2 以内、2/3 以内（市町村 1/3）（市町村の継足し必須）
補助対象事業	①拠点構想作成支援      ②経営発展支援 ③インターンシップ支援      ④庭先集荷支援      ⑤経営管理支援 ⑥高収益作物導入支援      ⑦雇用確保支援
事業実施主体	複合経営拠点、市町村
補助限度額	①拠点構想作成支援：500 千円／年／市町村等 ②経営発展支援：500 千円／年／市町村等 ③インターンシップ支援：1,500 千円／年／市町村等 ④庭先集荷支援：1,000 千円／年／市町村等 ⑤経営管理支援：500 千円／年／市町村等 ⑥高収益作物導入支援：50 千円／10 a／市町村等（下限額 100 千円） ⑦雇用確保支援：200 千円／人／年（市町村の継足し 1/3 以上必須）
事業例	—
スケジュール	随時
事業の流れ	<pre> graph LR     A[複合経営拠点において、計画を作成し市町村に要望] --&gt; B[市町村が補助申請]     B --&gt; C[市町村が、複合経営拠点の拠点構想作成、先進地視察やアドバイザー派遣、インターンシップ等の事業計画を作成し、補助申請]     C --&gt; D[県で交付決定]             </pre>
担当課室	農業担い手支援課      (Tel 088 - 821 - 4807)

I 全般 → 2 人材導入・育成

→ ①「高知ふるさと応援隊」の導入・育成、その他地域の人材の育成

○新規就農総合対策事業(①農業次世代人材投資事業、②担い手支援事業費補助金)

事業の目的	新規就農に向けた研修生や経営開始後（5年間）の新規就農者に対して交付主体が実施する事業に要する経費について支援する。
補助先	（一社）高知県農業会議、市町村等
補助率	①定額 ②専業農家育成 2/3 または 1/2 以内、（受入謝金）定額 後継者育成 1/2 以内
補助対象事業	—
事業実施主体	（一社）高知県農業会議、市町村等
補助限度額等	<p>①農業次世代人材投資事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備型 就農に向けて、研修機関等において研修する者への支援 年間 150 万円 最長 2 年間 （要件：研修終了後の就農時の年齢が 50 歳未満であること等）</li> <li>・経営開始型 就農直後の経営確立に対する支援 年間最大 150 万円 最長 5 年間 （要件：独立・自営就農時の年齢が 50 歳未満であること等）</li> </ul> <p>※その他の要件もありますので、詳細はお問い合わせください。</p> <p>②担い手支援事業費補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専業農家育成区分 産地提案書等により、専業農家を目指して、農業技術習得を図る研修生と、研修受入機関等を支援する。</li> <li>1) 研修助成金 （専業）年間 180 万円以内、150 万円以内または年間 144 万円以内、農業次世代人材投資事業「準備型」の上乗せは 30 万円以内、「農の雇用事業」の上乗せは 60 万円以内、最長 2 年間</li> <li>2) 受入農家等に対する謝金 月額 5 万円以内</li> <li>・後継者育成区分 認定農業者等が U ターン就農した子弟に対して実施する親元研修を支援</li> <li>1) 研修助成金 年間 120 万、90 万円または 60 万円 対象期間 1 年</li> <li>2) 受入農家等に対する謝金 月額 5 万円以内</li> </ul> <p>※その他の要件もありますので、詳細はお問い合わせください。</p>
事業例	—
スケジュール	随時

<p>事業の流れ</p>	 <pre> graph LR     A[市町村等へ相談] --&gt; B[事業計画・交付申請書提出]     B --&gt; C[計画承認・交付決定]     C --&gt; D[研修、経営開始]     D --&gt; E[資金交付、実績提出] </pre>
<p>担当課室</p>	<p>農業担い手支援課 (Tel 088 - 821 - 4512)</p>

I 全般



2 人材導入・育成

① 「高知ふるさと応援隊」の導入・育成、その他地域の人材育成

○高知ふるさと応援隊研修会

事業目的	「高知ふるさと応援隊」について、今後地域での活動の助けとなるような知識・情報、隊員同士の情報交換、ネットワークづくりの場を提供するとともに、今後高知ふるさと応援隊を導入している市町村や今後導入を検討している市町村に対して、情報や学習の機会を提供する。		
研修内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域での活動の助けとなるような知識・情報の学習</li> <li>・ 県内隊員の活動事例紹介</li> <li>・ 高知ふるさと応援隊の導入や活用に関する情報 等</li> <li>・ 取り組みを進める隊員・市町村担当者同士の交流</li> </ul>		
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高知ふるさと応援隊員</li> <li>・ 市町村職員</li> </ul>		
事業の流れ			
事業例	<p>○平成 30 年度開催実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5 / 23 ~ 24 初任者研修会 参加者：隊員 37 名 市町村等職員 13 名 内容：先輩隊員による講演、ワークショップ など</li> <li>・ 11 / 26 ~ 27 交流勉強会 参加者：隊員 41 名 市町村等職員 6 名 内容：法政大学教授 関司直也氏による講演 先輩隊員による講演、ワークショップ など</li> </ul>		
担当課室	中山間地域対策課 (Tel 088-823-9600)		

I 全般



2 人材導入・育成



①「高知ふるさと応援隊」の導入・育成、その他地域の人材の育成

追加

## ○高知家地域おこし人交流セミナー

事業目的	地域おこし協力隊等の地域おこし活動の推進役となる人材の掘り起こし・確保を図るとともに、地域おこし人材のネットワーク化を通じた、地域おこし活動のさらなる活性化を目的とする。
事業概要	<p>【東京開催】（5市町村程度の参加を想定）</p> <p>○セミナーを通じた、地域おこし協力隊の募集・マッチングを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村及び地域おこし協力隊から市町村の魅力や地域活動の取り組みを紹介</li> <li>・都市圏から地方に移住した際の日常生活における留意点を紹介</li> <li>・個別相談や交流会を開催し、意見交換・情報交換を実施</li> </ul> <p>【高知市開催】（3市町村参加×3回）</p> <p>○セミナーを通じた、集落支援員や地域活動への参画者の掘り起こし及びフォローアップの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村及び地域住民から地域活動の取り組みを紹介し参画を呼びかけ</li> <li>・WS や交流会を開催し、意見交換・情報交換を実施</li> </ul>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域おこし活動に興味がある方</li> <li>・田舎に関心がある方</li> </ul>
事業の流れ	<pre> graph LR     A[県・市町村等から参加者の募集] --&gt; B[市町村等からクチコミ等による募集]     B --&gt; C[参加希望者から申込み]   </pre>
事業例	※平成 31 年度新規事業
担当課室	中山間地域対策課 (Tel 088-823-9600)

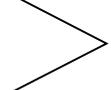
I 全般



2 人材導入・育成

①「高知ふるさと応援隊」の導入・育成、その他地域の人材の育成

○産業人材育成プログラム「土佐まるごとビジネスアカデミー(土佐 MBA)」

<p>事業目的</p>	<p>産学官の機能を生かして産業人材を育成するため構築した「産業人材育成プログラム」に基づき、受講者のニーズ・レベルに応じた研修を体系的に実施することにより、産業振興の担い手となる人材を育成する。</p>
<p>研修内容</p>	<p>ビジネスに必要な幅広い分野の内容について、基礎知識から応用・実践力まで身につける研修「土佐まるごとビジネスアカデミー」を実施。</p> <p>&lt;本科&gt;</p> <p>①経営戦略コース ②マーケティング・商品企画コース          ③会計コース ④財務戦略コース          ⑤事業マネジメント・業務改善コース ⑥事業創出コース          ⑦組織・人的資源マネジメントコース</p> <p>○特別セミナー／スキルアップセミナー、ビジネストレンドセミナー</p> <p>&lt;実科&gt;</p> <p>・エグゼクティブコース ・土佐経営塾 ・目指せ！弥太郎商人塾          ・ナリワイセミナー（東部集客塾・幡多稼ごう塾）          ・社内起業家（イントラプレナー）育成支援講座          ・事業戦略フォローアップ講座</p> <p>&lt;専科&gt;</p> <p>・食のプラットフォーム 勉強会・セミナー ・土佐の観光創生塾          ・アートビジネス講座 ・6次産業化セミナー          ・IT・コンテンツアカデミー 等</p> <p><b>特徴</b></p> <p>※1講座から受講可（本科）          ※夜間・休日も開講          ※インターネットを活用した受講（リアルタイム又は録画配信）も可能          （本科/一部対応していない講座もあり）          ※手ごろな受講料で受講可</p>
<p>対象者</p>	<p>産業に関わる全ての方（支援者も含む）</p>
<p>事業の流れ</p>	<p>県から受講者の募集  受講希望者から申込み</p> <p>受講者の受付などの業務については、アビリティセンター(株)高知オフィスに委託。</p>
<p>申請者</p>	<p>受講希望者</p>
<p>県が負担する経費</p>	<p>土佐 MBA 実施に係る経費</p>
<p>事業例</p>	<p>○本科：経営に必要な基礎知識を分野ごとに体系的に学ぶ講座として、7コース＋2セミナーを実施。</p> <p>○実科：演習やグループワークなどを中心とした、より実践的な6つの講座を実施。</p> <p>○専科：各分野の専門機関が、より専門的な知識・技術を学ぶための講座を実施。</p>
<p>担当課室</p>	<p>産学官民連携センター（Tel 088-821-7111）</p>

I 全般



2 人材導入・育成



② 地域外からの UI ターン者の受け入れ窓口の体制づくり

### ○ 移住担当窓口設置等の支援

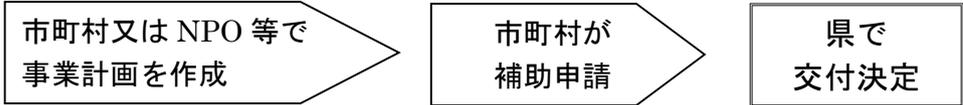
事業目的	集落活動センターで U ターンや I ターン希望者の相談対応、受入体制づくりを行おうとする地域等を対象に、移住促進課職員や移住・交流コンシェルジュを派遣し、体制づくりや実施に対してのアドバイスを行う。
支援内容	下記の移住促進にかかる活動に対するアドバイス ・ 相談窓口の設置 ・ お試し滞在施設の活用 ・ 移住体験ツアーの実施 等
対象者	・ 地域住民 ・ 高知ふるさと応援隊
事業の流れ	 <pre>graph LR; A[県地域支援企画員又は移住促進課に相談] --&gt; B[内容を確認]; B --&gt; C[県が派遣]</pre>
申請者	地域住民や市町村など
担当課室	移住促進課 (Tel 088-823-9755)

## ○移住促進事業費補助金

事業の目的	市町村等やNPO等が行う、移住を促進するための取り組みに要する経費を支援する。
補助先	市町村等（一部事務組合、広域連合、複数の市町村等で組織する協議会を含む）、NPO等
補助率	1／2以内（補助対象経費に地方創生推進交付金を充当する場合は1／6以内）、定額（定住支援事業、NPO等支援事業）
補助対象事業	<p><b>【1 市町村等支援事業】</b></p> <p>①受入体制整備事業          (ア) お試し滞在施設や移住者向け住宅の整備          (イ) 市町村等が行う以下のソフト事業に要する経費          例：移住専門相談員の配置、県外での移住に関するイベントや相談会等への出展、移住体験ツアーの実施、空き家の荷物の整理や処分等</p> <p>②Uターン促進事業          Uターンに係る荷物の運搬に要する経費(引越事業者への支払)</p> <p>③起業希望者誘致促進事業          県外での起業関連のプログラムへの参加や、セミナー等の実施に要する経費</p> <p>④広域連携事業          複数の市町村等が行う以下のソフト事業に要する経費          例：県外での移住に関するイベントや相談会等の実施、移住体験ツアーの実施、情報発信素材の作成</p> <p>⑤定住支援事業          地域移住サポーター等が行う定住支援の取組に要する経費          例：移住者と地域住民の交流会の開催（移住者向け情報発信素材の作成）</p> <p>⑥生涯活躍のまちづくり支援事業          市町村が行う生涯活躍のまちの形成に向けた構想や計画づくり、事業支援等に要する経費</p> <p><b>【2 NPO等支援事業】</b></p> <p>①移住及び交流を促進するためのソフト事業に要する経費          例：移住体験ツアーの実施、移住者交流会の開催等</p> <p>②移住促進を行う全県的なNPO等のネットワーク組織が実施するソフト事業に要する経費          例：移住相談員等のためのワークショップの開催、情報発信の取り組み等</p>

実施主体	<p>【1 市町村等支援事業】市町村、NPO 等</p> <p>【2 NPO 等支援事業】活動範囲が複数の市町村である NPO 等</p>
補助限度額	<p>【1 市町村等支援事業】</p> <p>① (ア) 1 団体当たり 3, 000 万円 (1 専用区画当たり 450 万円)</p> <p>(イ) 1 団体当たり 400 万円 (移住専門相談員は 1 人当たり年間 100 万円)</p> <p>② 1 団体当たり 50 万円</p> <p>③ 1 団体当たり 50 万円 (複数の市町村等で実施する場合は、1 団体当たり 50 万円×構成市町村数 (上限 200 万円))</p> <p>④ 1 団体当たり 50 万円×構成市町村数 (上限 200 万円)</p> <p>⑤ 1 団体当たり 20 万円</p> <p>⑥ 1 団体当たり 100 万円 (構想及び計画を策定している市町村のソフト・ハード事業は上限 1, 000 万円)</p> <p>【2 NPO 等支援事業】</p> <p>① 1 団体当たり 50 万円</p> <p>② 1 団体当たり 200 万円</p>
事業例	<p>【1 市町村等支援事業】</p> <p>安田町 (移住専門相談員の設置、移住相談会への参加等)</p> <p>梶原町 (移住定住促進住宅の整備等)</p> <p>【2 NPO 等支援事業】</p> <p>高知家移住促進プロジェクト (移住相談員の勉強会の実施等)</p>
スケジュール	随時
事業の流れ	<p>【1 市町村等支援事業】</p>  <p>【2 NPO 等支援事業】</p> 
担当課室	移住促進課 (Tel 088 - 823 - 9755)

○小規模林業総合支援事業費補助金

事業の目的	県は、小規模林業の推進に取り組む市町村と連携して、中山間地域における雇用創出と移住者の定住促進、林業の担い手を確保するため、特定非営利活動法人、市町村の長が補助することが必要であると認める団体に対し、市町村が行う次に掲げる事業に要する経費について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、市町村が直接、事業を行う場合も含む。
補助対象事業	<p>(1) 副業型林家育成支援事業 副業型林家の育成を目的とした、森林施業の技術などを習得する実践的な研修</p> <p>(2) 林地集約化支援事業 ア 森林情報整備事業 森林の集約化に必要なとなる森林情報の収集や整備 イ 施業集約化促進事業 森林の集約化を進めるために必要となる現地調査、森林所有者との合意形成、森林活用計画の作成</p> <p>(3) 林業体験ツアー開催支援事業 小規模林業による中山間地域での定住に興味を持つ方を対象に、小規模林業実践者を訪問し、現場作業等を実体験するツアーの実施</p>
補助先	市町村
補助率	2分の1以内
事業実施主体	市町村、NPO 法人、 市町村の長が補助することが必要であると認める団体
補助限度額	<p>(1) 副業型林家育成支援事業 : 800 千円/市町村</p> <p>(2) 林地集約化支援事業 ア 森林情報整備事業 : 745 千円/市町村 イ 施業集約化促進事業 : 23 千円/ヘクタール</p> <p>(3) 林業体験ツアー開催支援事業 : 500 千円/市町村</p>
事業例	平成 28 年度 : 5 市町村、平成 29 年度 : 4 市町、平成 30 年度 : 4 市町
スケジュール	随時
事業の流れ	
担当課室	森づくり推進課 (Tel 088 - 821 - 4571)

## ○出会いのきっかけ応援事業費補助金

事業の目的	少子化対策の一環として、出会いや結婚への支援を望んでいる独身者の希望を叶えるため、「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」として登録されている団体が実施する「出会いのきっかけ応援事業」に要する経費を支援する。
補助先	高知家の出会い・結婚・子育て応援団として登録されている団体（市町村若しくは複数の市町村が中心となって組織する協議会又は民間の非営利団体に限る）
補助率	定額
補助対象事業	県内に在住し、若しくは在勤し、又は将来高知県に住む希望がある20歳以上の独身者を対象に、1回のイベントにつき、公募により募集定員20名以上で実施する「高知家の出会い・結婚・子育て応援団等イベント実施要領」に基づいた交流事業
実施主体	補助先と同じ
補助限度額	イベント等実施回数 1回以上：25万円、3回以上：30万円、5回以上：35万円 ※ただし、1回のイベントにつき、募集定員100名以上の場合は35万円
事業例	○地元農産物の収穫体験と料理イベント 自己紹介→収穫体験→JA女性部による料理教室（食事タイム）→フリータイム→マッチング ○地域の観光資源を活用したイベント 自己紹介→カヤック体験、サイクリング、パワースポット巡り等→食事タイム→フリータイム→マッチング ○地域の方とのふれ合いイベント 自己紹介→こんにゃく作り、たたき作り、竹細工等地域の方を講師に体験→フリータイム（食事）→マッチング
スケジュール	随時
事業の流れ	<pre> graph LR     A[応援団で事業計画を作成] --&gt; B[応援団が補助申請]     B --&gt; C[県で交付決定]             </pre>
担当課室	少子対策課（Tel 088 - 823 - 9717）

※イベントアドバイザー・ファシリテーター制度の活用について

初めてイベントを行う場合等、イベント実施のノウハウやコツをお伝えするイベントアドバイザー・ファシリテーターの派遣を行っています。派遣は無料ですのでお気軽にお問い合わせください。

こうち出会いサポートセンター（Tel 088 - 821 - 8080）

Ⅱ 経済的な活動



1 産業づくり



① 農林水産物の生産

## ○こうち農業確立総合支援事業

事業の目的	市町村が自主性、主体性をもって推進する農業生産活動等に係る農業振興施策を支援する。
補助先	市町村、複数の市町村が組織する協議会等
補助率	市町村等が補助する額（補助対象経費）の 1/2 以内
補助対象事業	近代化施設整備、基盤整備等
事業実施主体	市町村等（市町村長等が認める団体、グループ（但し受益戸数 3 戸以上）を含む）
補助限度額	なし（但し、養液栽培システム等は上限あり）
事業例	平成 30 年度実績 6 市町村 11 件
スケジュール	1 次（4 月下旬）、2 次（7 月中旬）、3 次（9 月中旬）、 4 次（11 月上旬） ※予算状況により変更あり
事業の流れ	<pre> graph LR     A[地域の皆さんで計画を作成し、市町村に要望] --&gt; B[市町村が補助申請]     B --&gt; C[県で交付決定]             </pre>
担当課室	農業政策課（Tel 088 - 821 - 4511）



## ○環境保全型農業直接支払交付金

事業の目的	地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して交付金を交付し、化学肥料・化学合成農薬による環境負荷の軽減、さらには農業が有する環境保全機能の向上を図る。
補助先	市町村
補助率	国 1/2、県 1/4、市町村 1/4
補助対象事業	<p>○化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とセットで行う営農活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カバークロープ (8,000円以内/10a)</li> <li>・堆肥の施用 (4,400円以内/10a)</li> <li>・冬期湛水管理【有機質肥料施用、畦補強等実施】 (8,000円以内/10a)</li> <li>・冬期湛水管理【有機質肥料施用、畦補強等未実施】 (7,000円以内/10a)</li> <li>・冬期湛水管理【有機質肥料未施用、畦補強等実施】 (5,000円以内/10a)</li> <li>・冬期湛水管理【有機質肥料未施用、畦補強等未実施】 (4,000円以内/10a)</li> <li>・土着天敵の温存利用技術 (8,000円以内/10a)</li> <li>・インセクタリアープランツの植栽 (8,000円以内/10a)</li> </ul> <p>○化学肥料、化学合成農薬を使用しない取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有機農業 (8,000円以内/10a)</li> </ul> <p style="text-align: center;">※雑穀類、飼料作物は3,000円/10a</p> <p>(注) 本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みのため、全国の申請額合計が国の予算額を上回った場合は、交付額が減額されることがあります。</p>
事業実施主体	農業者グループ等 (国際水準GAPに取り組んでいることが要件。)
補助限度額	
事業例	平成30年度実績 15市町村 36件 192.31ha
スケジュール	実施計画書等提出〆切 6/30
事業の流れ	
担当課室	環境農業推進課 (Tel 088 - 821 - 4545)

## ○県産米ブランド化推進事業費補助金

事業の目的	主食用米の品質や認知度の向上など、ブランド化を図る産地の取り組みを支援するとともに、新奨励品種「よさ恋美人」を導入したりレー販売のPR活動を支援する。
補助先	市町村、農業協同組合等
補助率	1/2 以内（食味計導入経費は 1/3 以内）
補助対象事業	報償費、旅費、需用費（食糧費を除く）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費
事業実施主体	農業協同組合、営農集団 等
補助限度額	600 千円（ブランド化に継続して取り組む集団） 200 千円（ブランド化に新規に取り組む集団）
事業例	平成 30 年度実績 3 組織
スケジュール	交付申請・決定 随時
事業の流れ	<pre> graph LR     A[米のブランド化を目指す組織の皆さんで計画を作成] --&gt; B[県に交付申請 (市町村経由も可)]     B --&gt; C[県で交付決定]     </pre>
担当課室	環境農業推進課 (Tel 088 - 821 - 4535)



○ 集落営農支援事業(ハード事業分)

事業の目的	農業生産の共同活動に取り組む集落営農組織の裾野を広げるとともに、複合経営に取り組む「こうち型集落営農」の更なる拡大と法人化を推進する。
補助先	市町村
補助率	(ア) 一般タイプ：1/3 以内（市町村の継足し任意） (イ) こうち型タイプ：1/2 以内（市町村の継足し任意） (ウ) 法人推進タイプ：1/2 以内（市町村 1/10 以上）（市町村の継足し必須）
補助対象事業	(ア) 一般タイプ ① 農業機械整備事業 (イ) こうち型タイプ（※こうち型集落営農実施計画作成） ① 農業機械・施設整備事業 ② 農産加工機械・施設整備事業 (ウ) 法人推進タイプ（※法人化計画作成（2 年以内の法人化必須）、法人経営計画作成） ① 農業機械・施設整備事業 ② 農産加工機械・施設整備事業
事業実施主体	集落営農組織
補助限度額	(ア) 一般タイプ ① 農業機械整備事業：機械6,000千円/組織 (イ) こうち型タイプ ① 農業機械・施設整備事業：機械9,000千円～20,000千円/組織 施設5,000千円～10,000千円/組織 ※経営規模に応じて ② 農産加工機械・施設整備事業：機械20,000千円、施設10,000千円/組織 (ウ) 法人推進タイプ ① 農業機械・施設整備事業：機械9,000千円～20,000千円/組織 施設5,000千円～10,000千円/組織 ※経営規模に応じて ② 農産加工機械・施設整備事業：機械20,000千円、施設10,000千円/組織 (※下限額：150千円)
事業例	平成 30 年度実績 17 組織
スケジュール	年 4 回程度募集
事業の流れ	
担当課室	農業担い手支援課 (Tel 088 - 821 - 4807)



○ **複合経営拠点支援事業費補助金(ハード事業分)**

事業の目的	中山間地域の農業の競争力を高め、支える「中山間農業複合経営拠点」を県内に拡大する。
補助先	市町村
補助率	①農業用機械等整備支援 1/2 以内（市町村 1/6 以上 市町村の継足し必須） ②特別承認支援 1/10 以内（市町村 1/15 以上 市町村の継ぎ足し必須）
補助対象事業	（※中山間農業複合経営拠点整備計画作成） ①農業用機械等整備支援 ②特別承認支援
事業実施主体	中山間農業複合経営拠点、市町村
補助限度額	①農業用機械等整備支援 ②特別承認支援 上限なし（※下限額：150 千円）
事業例	—
スケジュール	随時
事業の流れ	<pre> graph LR     A[中山間農業複合経営拠点において計画作成し、市町村に要望] --&gt; B[市町村が補助申請]     B --&gt; C[県で交付決定]     D[市町村が計画作成し補助申請] --&gt; C     </pre>
担当課室	農業担い手支援課 (Tel 088 - 821 - 4807)



**○園芸用ハウス整備事業費補助金(拠点整備区分)**

事業の目的	園芸用ハウスの規模拡大、高度化による経営発展や新規就農者を確保するため、ハウスの整備を支援し、園芸産地の維持、強化を図る。
補助先	市町村
補助率	県 1/2 以内、市町村 1/4 以上
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 園芸用ハウス本体、附帯設備、施工費 (被覆資材は長期展帳フィルムのみ補助対象)</li> <li>・ 流出防止装置付き燃料タンク設備</li> </ul>
事業実施主体	集落活動センター(法人)、JA 出資型法人、市町村農業公社、農業協同組合又は市町村
補助限度額	<p>補助対象事業費限度額：1,200 万円/10a 以下の附帯設備を整備する場合は、上記限度額に上乗せする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期展張フィルム：200 万円/10a</li> <li>・ ヒートポンプ、木質バイオマスボイラー：300 万円/10a</li> <li>・ 養液栽培設備：300 万円/10a</li> <li>・ 循環式殺菌処理装置：230 万円/棟</li> <li>・ 炭酸ガス発生機を含む環境制御装置：100 万円/棟</li> <li>・ 流出防止装置付き燃料タンク：130 万円/基</li> </ul>
事業例	—
スケジュール	交付申請書等提出〆切 毎月 15 日(4 月、12 月は 10 日)
事業の流れ	<pre> graph LR     A[農業者グループの皆さんが計画を作成し、市町村へ申請] --&gt; B[市町村が補助申請]     B --&gt; C[県で交付決定]             </pre>
担当課室	環境農業推進課 (Tel 088 - 821 - 4531)



### ○ 地域林業総合支援事業費補助金

事業の目的	森林資源の有効利用による地域林業の活性化を目的として、市町村等が自らの発想で提案する事業を支援することにより、森林資源の有効利用と森林資源を活用した地域産業の育成を図る。
補助先	市町村等及び広域活動団体
補助率	1/2 以内。(ただし林業機械は 1/3 又は 4/10 以内。作業道は区分ごと、シキミ植栽 160 円/本、サカキ植栽 150 円/本、シキミ・サカキ園改良 100 千円/ha、キノコ用原木の購入 150 円/本及びキノコ用種駒等の購入 1/2 以内)
補助対象事業	市町村等、広域活動団体等が実施又は森林所有者(作業道整備事業のみ)、林業事業体及び集落活動センター運営組織(特用林産振興事業のみ)等に市町村が間接補助する事業で地域林業の振興に効果が認められるもの
事業実施主体	市町村、広域活動団体等
補助限度額	—
事業例	平成 30 年度の主な事業 作業道の開設、椎茸栽培関連機材(ハウス暖房機 2 台、エアクール 2 台、ファン 3 台、加湿器 3 台)の導入、キノコ用原木及びキノコ用種駒等の購入、イタドリ地下茎の購入、ウバメガシ人工造林地除伐、炭用原木割り機 1 台、GIS 測量機 1 台
スケジュール	5 月上旬頃までに事業計画を知事に提出(以降は予算状況による) ※間接補助事業のため市町村の予算化が必要(広域団体を除く)
事業の流れ	<pre> graph LR     A[事業主体が事業計画を作成、市町村に要望] --&gt; B[市町村が補助申請]     B --&gt; C[県で交付決定]             </pre>
担当課室	木材産業振興課 (Tel 088 - 821-4591)



### ○ 漁業生産基盤維持向上事業費補助金

事業の目的	漁業活動の維持、向上等に必要な事業を支援することによって、漁業の振興を図る。
補助先	市町村、漁業協同組合、漁業関係者グループ等
補助率	1 / 2 以内
補助対象事業	(1) 共同利用施設 (2) 水産物加工流通施設 (3) 漁場・漁業環境の整備 (4) 増養殖の施設整備 (5) 燃油タンクの減災対策 など
事業実施主体	市町村、漁業協同組合、漁業関係者グループ等
補助限度額	補助金額の上限額 500 万円 ※その他メニューにより補助金額の上限額、下限額の設定あり
事業例	平成 30 年度採択例 須崎市 (魚市場海水殺菌装置設置事業) 土佐清水市 (漁獲物集荷・販売強化支援事業) 土佐清水市・宿毛市 (サメの有効活用事業) 内水面漁連 (アユ産卵場造成事業)
スケジュール	随時
事業の流れ	<pre> graph LR     A[事業実施主体で 要望をまとめる] --&gt; B[市町村が 補助申請又は、 事業実施主体 より申請]     B --&gt; C[県で 交付決定]             </pre>
担当課室	漁業振興課 (Tel 088 - 821 - 4613)



**○沿岸漁業設備投資促進事業費補助金**

事業の目的	沿岸漁業者を対象に生産性の向上を図るため、漁労用機器等の整備を支援する。
補助先	市町村
補助率	新規就業者 1 / 10 以内、既存漁業者 1 / 20 以内
補助対象事業	<p>1 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総トン数 10 t 未満の漁船漁業者</li> <li>・ 浜の活力広域プランを策定する広域水産業再生委員会に属する漁業者</li> </ul> <p>2 対象設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競争力強化型機器等導入緊急対策事業で採択となった漁労用機器等であること</li> </ul>
事業実施主体	漁業者
補助限度額	補助限度額：250 万円
事業例	<p>平成 30 年度事業例</p> <p>須崎市 (主機 2 件)</p> <p>土佐清水市 (主機 4 件)</p> <p>安芸市 (イカ釣り機 2 件)</p>
スケジュール	国の競争力強化型機器等導入緊急対策事業のスケジュールによる
事業の流れ	<pre> graph LR     A[事業実施主体から要望] --&gt; B[市町村が補助申請]     B --&gt; C[県で交付決定]             </pre>
担当課室	漁業振興課 (Tel 088 - 821 - 4613)

## ○ 漁船導入支援事業費補助金

事業の目的	一般社団法人高知県漁業就業支援センターが実施する中核的漁業者への漁船のリース事業を支援する。
補助先	市町村
補助率	新規就業者 1 / 10 以内、既存漁業者 1 / 20 以内
補助対象事業	<p>1 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「浜の活力再生広域プラン」又は「漁船漁業構造改革広域プラン」において中核的漁業者に位置付けられた者</li> </ul> <p>2 対象設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総トン数 10 t 未満の漁船の取得・整備</li> </ul>
事業実施主体	一般社団法人高知県漁業就業支援センター
補助限度額	補助上限額：250 万円
事業例	<p>平成 30 年度事業例</p> <p>室戸市 (新規就業者 3 名)</p> <p>土佐清水市 (新規就業者 4 名)</p>
スケジュール	国の水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業のスケジュールによる
事業の流れ	<pre> graph LR     A[事業実施主体で 要望をまとめる] --&gt; B[市町村が 補助申請]     B --&gt; C[県で 交付決定]     </pre>
担当課室	漁業振興課 (Tel 088 - 821 - 4613)

Ⅱ 経済的な活動

☞ 1 産業づくり

☞ ②地域の資源を生かした特産品（加工品等）づくり・販売

○食品産業総合支援事業費補助金

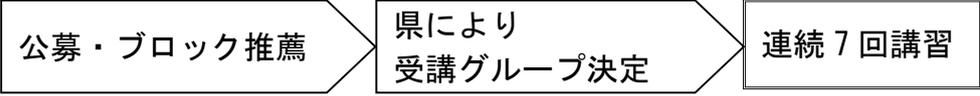
事業の目的	県内の食品事業者又は団体等が、販路を見据えた商品開発・改良や衛生管理向上、生産性向上を図るための費用の一部を助成します。
補助先	県内に所在する食品事業者・団体等
補助率	ソフト：1/2 以内    ハード：1/3 以内
補助対象事業	<p><b>1 商品開発</b></p> <p>①商品開発に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（ソフト）専門家へのアドバイス料、試作品開発費、パッケージのデザイン・版代・型代</li> <li>・（ハード）新商品開発に必要な機器導入費（取得額 50 万円未満）</li> </ul> <p>②商品 PR に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（ソフト）PR 用パンフレット・POP 等のデザイン・印刷費、展示商談会の出展料・旅費、e コマースサイトの開設費</li> </ul> <p><b>2 商品改良</b></p> <p>○商品改良に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（ソフト）専門家へのアドバイス料、試作品開発費、パッケージのデザイン・版代・型代</li> </ul> <p><b>3 衛生管理向上</b></p> <p>○HACCP 手法の導入に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（ソフト）国際衛生基準（JFS、FSSC 等）認証取得審査費用</li> <li>・（ハード）CCP（重要管理点）の設定等に必要な機器導入費（取得額 50 万円未満）、工事請負費（請負額 50 万円未満）</li> </ul> <p><b>4 生産性向上</b></p> <p>○生産性向上（省力化及び効率化）等に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（ソフト）専門家へのアドバイス料</li> <li>・（ハード）生産性向上や新商品開発などに必要な機器導入費</li> </ul>
事業実施主体	県内の食品事業者・団体等
補助限度額	<p>上限 3,000 千円、下限 100 千円</p> <p>※商品改良の場合は、上限 1,500 千円</p> <p>※衛生管理向上でソフト事業のみの場合は、上限 1,000 千円</p>
事業例	H30 年：商品パッケージの改良・開発、展示商談会の出展、製造機器の導入、錆止め塗装 など
スケジュール	随時（審査会 5 月、7 月、10 月、12 月（予定））
事業の流れ	<pre> graph LR     A[ワンストップ相談窓口] --&gt; B[事業化プラン(中長期計画)の策定]     B --&gt; C[事業に要する費用の補助申請]     C --&gt; D[交付決定]     </pre>
担当課室	地産地消・外商課 (Tel 088 - 823 - 9704)

Ⅱ 経済的な活動

☞ 1 産業づくり

☞ ②地域の資源を生かした特産品（加工品等）づくり・販売

○6次産業化セミナー

事業目的	県内各地域の食や環境などの地域資源を活かした農村地域の活性化や農業振興など、6次産業化に意欲的に取り組もうとするグループや団体、法人等を対象に研修を実施し、自ら主体的に企画立案し、行動できる人材を育成する。
研修内容	〔スタートアップコース〕 ・講習会 〔実践コース〕6事業者（グループ・法人） ・講義・個別指導、成果発表
対象者	農業者を含むグループ等（1グループ2～3名）、基礎コースは個人可
事業の流れ	<p>〔スタートアップコース〕 公募形式 〔実践コース〕</p>  <pre> graph LR     A[公募・ブロック推薦] --&gt; B[県により 受講グループ決定]     B --&gt; C[連続7回講習]     </pre>
申請者	対象者と同じ
県が負担する経費	講師謝金、会場借上費など
事業例	平成30年度修了生：【実践コース】6事業者（4グループ、2法人）
担当課室	農産物マーケティング戦略課（Tel 088-821-4537）

Ⅱ 経済的な活動



1 産業づくり



②地域の資源を生かした特産品（加工品等）づくり・販売

○6次産業化サポートセンターによる個別相談

事業目的	6次産業化に関する個別相談や、直販所活性化に関する相談などに対しアドバイザーを派遣する。
アドバイザー	6次産業化に関する取組や直販所における商品の見せ方、POPの書き方等に関する専門的な知見を有する者
支援内容	6次産業化に取り組むにあたって不安や課題を抱える生産者等に対し、専門家が個別相談形式で課題解決にあたるとともに、六次産業化・地産地消法に係る法認定に向けたサポートを行う。 また、生産者が直販所を活用して6次産業化に取り組むにあたり、商品の見せ方や商品POPの活用の仕方などへの助言を行う。
対象者	6次産業化に取り組む農林漁業者等
事業の流れ	<pre> graph LR     A[6次産業化に取り組む農林漁業者等] --&gt; B[高知6次産業化サポートセンターによる専門家派遣日程等の調整]     B --&gt; C[専門家の派遣による課題解決のための助言等]             </pre>
申請者	6次産業化に取り組む農林漁業者等
県が負担する経費	アドバイザーへの謝金、旅費
事業例	六次産業化・地産地消法に係る法認定事業者：28事業者
担当課室	農産物マーケティング戦略課 (Tel 088 - 821 - 4537)

Ⅱ 経済的な活動



1 産業づくり



②地域の資源を生かした特産品（加工品等）づくり・販売

○「てんこす」との連携による地域産品の販路拡大への支援

事業目的	集落活動センターで開発された特産品の販路拡大のため、土佐セレクトショップ「てんこす」との仲介・斡旋を行う。
支援内容	「てんこす」において、集落活動センターで開発された特産品のテストマーケティングの実施、共同配送システムの活用により販路拡大の支援を行う。
対象者	集落活動センター
事業の流れ	
事業例	山下濁酒製造所「山の雫」 本山町地域おこし協力隊から出品要請⇒「てんこす」との仲介⇒店頭販売（テストマーケティング）⇒商品納入
担当課室	経営支援課（Tel 088-823-9679）



## ○ 高知県観光拠点等整備事業費補助金

<p>事業の目的</p>	<p>高知県産業振興計画を効果的に実行するため、自然景観や体験型観光資源の磨き上げ、観光拠点の整備及び観光資源の発掘、磨き上げ等地域が主体となった全国からの誘客につながる観光地づくりを総合的に支援し、必要な経費に対して補助する。</p>
<p>補助対象事業</p>	<p>・①、②、③、⑤ 共通事項－地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組又はこれに準ずると認められる取組</p> <p>① 観光資源創出支援事業－事業等の立上げ段階若しくは施行段階にある取組</p> <p>② 観光商品磨き上げ事業－既存の観光商品の更なる磨き上げ又は新たな観光商品の創出等、観光客の増加を図る取組</p> <p>③ 観光拠点整備事業－全国から人を呼べる広域観光の核となる拠点の整備又は地域での観光振興の底上げにつながる取組</p> <p>④ 地域観光クラスター化支援事業－地域において事業者が連携して周遊化や事業規模の拡大に向けた地域観光クラスターを形成する取組</p> <p>⑤ 自然体験型観光資源強化事業</p> <p>(1) 自然景観等観光基盤整備事業－自然景観を活用した観光基盤の整備に係る取組や、合わせて行うその自然景勝地等で新たに経済効果を生み出す新資源の創出に係る取組、また周遊促進のための取組</p> <p>(2) 体験型観光資源強化事業－全国から人を呼べる自然体験型観光の核となる拠点の整備又は地域での自然体験型観光の底上げにつながる取組</p> <p>(3) 基本構想等策定支援事業－自然景観を活用した観光基盤整備及び体験・滞在型施設の新設・改修に関する専門的知見を踏まえた基本構想の作成やアドバイザーの活用に係る取組</p>
<p>補助先</p>	<p>①、②、③ 市町村</p> <p>④ 「土佐の観光創生塾」受講者（事業実施年度以前の受講者も含む）</p> <p>⑤ (1)、(2)、(3) 市町村</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>① 観光客の増加が図られる取組の立ち上げ段階若しくは試行段階にある取組に係る経費</p> <p>②、③ 体験・滞在型の観光の推進に必要な施設、設備等の経費、既存の観光商品の商品価値を高める取組に係る経費、観光客の増加が図られる取組に係る経費</p> <p>④ 「土佐の観光創生塾」受講者が中心となり2事業者以上が連携して周遊化や事業規模拡大に向けた地域観光クラスターを形成する取組に必要な経費</p> <p>※①～③までは⑤の対象となる事業を除くもの</p> <p>⑤ (1) 自然景観を活用した観光基盤の整備に係る経費や、合わせて行う、その自然景勝地等で新たに経済効果を生み出す新資源の創出に係る経費、周遊促進のための取組にかかる経費</p>

	<p>(2) 体験・滞在型の観光の推進に必要な施設、設備等の経費、既存の観光商品の商品価値を高める取組に係る経費、観光客の増加が図られる取組に係る経費</p> <p>(3) 自然景観を活用した観光基盤整備及び体験・滞在型施設の新設・改修に関する専門的知見を踏まえた基本構想の作成（基本設計は除く）又はアドバイザーの活用にかかる経費、事業戦略の作成に係る経費</p>
補助率	<p>①観光資源創出支援事業－1/2以内</p> <p>②観光商品磨き上げ事業－1/2以内</p> <p>③観光拠点整備事業－1/2以内</p> <p>④地域観光クラスター化支援事業－1/2以内</p> <p>⑤自然体験型観光資源強化事業</p> <p>(1) 自然景観等観光基盤整備事業－1/2以内 ※ただし、自然景観を活用した観光基盤の整備と合わせて行う、その自然景勝地等で新たに経済効果を生み出す新資源の創出に係る経費、または周遊促進のための取組に係る経費は2/3以内</p> <p>(2) 体験型観光資源強化事業－1/2以内</p> <p>(3) 基本構想等作成支援事業－2/3以内 ※ただし、事業戦略の作成に係る経費については定額</p>
補助限度額	<p>①観光資源創出支援事業－1市町村等当たり10万円以上200万円以下</p> <p>②観光商品磨き上げ事業－1補助事業当たり5,000万円</p> <p>③観光拠点整備事業－1補助事業当たり3億円 ※ただし、交付要領に定める要件を満たした場合は、1補助事業当たり6億円</p> <p>④地域観光クラスター化支援事業－1補助事業当たり50万円以上200万円以下</p> <p>⑤自然体験型観光資源強化事業</p> <p>(1) 自然景観等観光基盤整備事業－1補助事業当たり5,000万円 ※ただし、交付要領に定める要件を満たした場合は、1補助事業当たり6億円、周遊促進のための取組に係る経費は1クラスター当たり2,000万円（ハード整備に関する経費は1,000万円を上限）</p> <p>(2) 体験型観光資源強化事業－1補助事業当たり5,000万円 ※ただし、交付要領に定める要件を満たした場合は1補助事業当たり3億円若しくは6億円（ソフト事業については1補助事業当たり10万円以上）</p> <p>(3) 基本構想等作成支援事業－1補助事業当たり500万円 ※ただし、事業戦略の策定に係る経費については1事業者あたり50万円</p>

事業実施主体	<p>①、②、③市町村等又は市町村等の長が補助を行う団体</p> <p>④「土佐の観光創生塾」受講者及び受講者と地域観光クラスターを形成する事業者（ただし、体験プログラムの提供・販売ができる事業者が1事業者以上含まれていること）</p> <p>⑤(1)、(2)、(3)市町村又は市町村の長が補助を行う団体</p>
事業例	<p>H30実施箇所（抜粋）</p> <p>①該当なし</p> <p>②安芸市伊尾木洞観光案内所整備事業、日高村観光案内所整備事業、土佐清水ジオパーク推進事業</p> <p>③該当なし</p> <p>④竜串まるごと体験プラン造成事業</p> <p>⑤大川村白滝の里施設改修基本構想策定事業、天狗荘リニューアル基本設計策定事業</p>
スケジュール	随時
事業の流れ	<p>地域団体、観光協会等が計画を作成し、市町村に要望（市町村での予算措置等が必要）</p> <p>市町村から県へ申請（地域本部経由）</p> <p>県による審査交付決定</p> <p>地域観光クラスター化支援事業は県へ直接申請（地域コーディネーター等と協議が必要）</p> <p>⑤自然体験型観光資源強化事業については、必須要件の定めあり</p> <p>(1)自然景観等観光基盤整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光クラスター整備計画</li> <li>・プロモーション計画の作成</li> <li>・多言語対応の取組</li> <li>・アドバイザーの活用</li> </ul> <p>(2)体験型観光資源強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな経済効果を生み出す事業戦略の作成（研修等のソフト事業又は1物品当たり50万円未満の備品整備についてはこの限りではない）</li> <li>・多言語対応の取組</li> </ul>
担当課室	地域観光課（Tel 088-823-9706）



○ **地域観光商品造成等事業(観光人材育成プログラム「土佐の観光創生塾」)**

<p>事業目的</p>	<p>観光人材の育成に向けた「土佐の観光創生塾」を開催し、観光資源の発掘・磨き上げを通じた魅力的な商品づくりや、事業者の連携強化・事業規模拡大による地域観光クラスターの形成への取組を支援し、地域地域での戦略的な観光地域づくりを目指す。</p>
<p>研修内容</p>	<p>観光事業者等を対象にした「土佐の観光創生塾」を開催し、地域コーディネーターの配置による商品づくりのハンズオン支援や事業者の連携強化・事業規模拡大に向けた地域観光クラスター化への取組を支援。</p> <p>【基礎編】※ステップアップ編及び実践編との合同開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東部・中央・西部の3地域でそれぞれ開催（定員各20名程度）</li> <li>○ 全1回の専門家による講座             <ul style="list-style-type: none"> <li>観光のトレンドや観光地域づくりなどの基礎的な知識を学ぶ。</li> </ul> </li> </ul> <p>【ステップアップ編】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高知市内で開催（定員各コース20名程度）</li> <li>○ 観光地域づくりコース             <ul style="list-style-type: none"> <li>全4回（合同開催1回含む）の専門家による講座・ワークショップを通じて、マーケティング等の観光地域づくりに必要な知識を学ぶ。</li> </ul> </li> <li>○ 情報発信コース             <ul style="list-style-type: none"> <li>全4回（合同開催1回含む）の専門家による講座・ワークショップを通じて、効果的な情報発信の手法を学ぶ。</li> </ul> </li> </ul> <p>【実践編】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東部・中央・西部の3地域でそれぞれ開催（定員各20名程度）</li> <li>○ 全4回（合同開催1回含む）の専門家による講座・ワークショップと年間を通じた専門のコーディネーターの個別支援             <ul style="list-style-type: none"> <li>売れる旅行商品づくりに必要な知識や経営的視点を学び、実際に旅行商品の造成や販売、地域での消費拡大のための事業者連携を目指す。希望者には事業戦略の策定への支援も実施。</li> </ul> </li> <li>○ 造成商品へのモニターの実施</li> <li>○ クラスター分科会の開催</li> </ul>
<p>対象者</p>	<p>県内の観光事業者や観光に携わろうとする方</p>
<p>事業の流れ</p>	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;">県から受講者の募集</div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">➔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">受講希望者から申込み</div> </div>
<p>申請者</p>	<p>受講希望者</p>
<p>県が負担する経費</p>	<p>「土佐の観光創生塾」の実施に係る経費</p>

<p>事業例</p>	<p>平成 30 年度の取組</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○基礎編：全 4 回、受講者 延べ 241 名</li> <li>○応用編：東部・中央・西部 各 4 回                  受講者 62 事業者（東部 17、中央 16、西部 29）</li> <li>○地域コーディネーターによるハンズオン支援                  ：延べ 479 回（2 月末現在）</li> </ul> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○旅行商品の造成・磨き上げ：86 件</li> <li>○商品化（予定含む）：69 件</li> </ul>
<p>担当課室</p>	<p>地域観光課（Tel 088-823-9706）</p>



○ 複合経営拠点支援事業費補助金（ソフト事業分）

事業の目的	中山間地域の農業の競争力を高め、支える「中山間農業複合経営拠点」を県内に拡大する。
補助先	市町村
補助率	定額、1/2 以内、2/3 以内（市町村 1/3）（市町村の継足し必須）
補助対象事業	①拠点構想作成支援      ②経営発展支援 ③インターンシップ支援   ④庭先集荷支援      ⑤経営管理支援 ⑥高収益作物導入支援      ⑦雇用確保支援
事業実施主体	複合経営拠点、市町村
補助限度額	①拠点構想作成支援：500 千円／年／市町村等 ②経営発展支援：500 千円／年／市町村等 ③インターンシップ支援：1,500 千円／年／市町村等 ④庭先集荷支援：1,000 千円／年／市町村等 ⑤経営管理支援：500 千円／年／市町村等 ⑥高収益作物導入支援：50 千円／10 a／市町村等（下限額 100 千円） ⑦雇用確保支援：200 千円／人／年（市町村の継足し 1/3 以上必須）
事業例	—
スケジュール	随時
事業の流れ	<pre> graph LR     A[複合経営拠点において、計画を作成し市町村に要望] --&gt; B[市町村が補助申請]     C[市町村が、複合経営拠点の拠点構想作成、先進地視察やアドバイザー派遣、インターンシップ等の事業計画を作成し、補助申請] --&gt; D[県で交付決定]     </pre>
担当課室	農業担い手支援課      (Tel 088 - 821 - 4807)



○ 中山間地域等商業振興事業費補助金

事業の目的	中山間地域等において、事業者等による商店街等の賑わいの創出及び商業の活性化に向けた取組みを支援することにより、地域の商業機能の向上を図る。
補助対象事業	○若手事業者グループ支援事業 中山間地域の商店街等において、商業の活性化に取り組む若手事業者グループが取組む新たなソフト事業
補助先	事業者グループ
事業実施主体	事業者グループ
補助率	定額
補助限度額	30 万円以内
事業例	集落活動センター周辺地域の商店街等で、事業者を含むグループが取組む新たな活動（イベントや PR 活動など）
事業の流れ	<pre> graph LR     A[事業者を含む4名以上のグループを作り、取組みを計画（構想の段階で県にご相談ください）] --&gt; B[県に補助申請]     B --&gt; C[県で交付決定]             </pre>
担当課室	経営支援課（Tel 088-823-9679）

Ⅱ 経済的な活動

➡ 1 産業づくり

➡ ⑥ 集落活動センター拠点施設や廃校施設等を活用した事業者(企業)の誘致

○ 中山間地域等シェアオフィス利用推進事業

(中山間地域等シェアオフィス利用推進事業費補助金)

事業の目的	中山間地域等の遊休施設等を利用して、市町村等が設置・運営する中山間地域等シェアオフィスに関する事業を支援し、シェアオフィスへの入居の促進や入居事業者への活動支援などにより、雇用の場の創出や移住の促進、交流人口の拡大などに繋げ、本県の中山間地域等の活性化を図る。
補助先	市町村等が設置するシェアオフィスに入居する新規創業等の事業者
補助率	1/2、10/10、定額（適用補助率は下記の補助対象事業に記載）
補助対象事業	<p>① オフィス賃貸料：1/2</p> <p>② 通信回線使用料：10/10</p> <p>③ 事業所開設経費 （情報通信機器・事務用品購入経費、市場調査等）：1/2</p> <p>④ 事務機器等リース料：1/2</p> <p>⑤ 能力開発費（経営者及び従業員の研修費用等）：1/2</p> <p>⑥ 人材確保に係る経費：1/2</p> <p>⑦ 新規雇用奨励金：常勤30万円/人、パート15万円/人</p> <p>&lt;補助期間&gt;</p> <p>①及び②は3年間</p> <p>③は事業開始6ヶ月以内</p> <p>④～⑥は新規雇用の人数により1～3年間</p>
事業実施主体	補助先に同じ
補助限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オフィス賃借料：月額上限1万円/人</li> <li>・ 通信回線使用料：月額4万円以内</li> <li>・ 事業所開設経費：上限100万円</li> <li>・ 事務機器等リース料、能力開発費及び人材確保に係る経費を合わせて上限50万円/年</li> </ul>
事業例	これまで、安田町、本山町、土佐町のシェアオフィスへ入居しているIT、映像制作などの企業9社を支援
スケジュール	シェアオフィスへの入居時に申請（随時）
事業の流れ	<pre> graph LR     A[シェアオフィスへの入居希望者（事業計画）] --&gt; B[市町村等による入居者選定]     B --&gt; C[入居者（予定者）からの補助申請]     C --&gt; D[県で交付決定]             </pre>
担当課室	産業創造課（Tel 088 - 823 - 9570）



## ○ 産業振興推進総合支援事業費補助金

事業の目的	高知県産業振興計画を効果的に実行するため、商品の企画・開発、加工、販路拡大等、生産から販売段階までの取組等を総合的に支援する。
補助先	市町村等
補助率	ステップアップ事業（1／2以内）、一般事業通常分（1／2以内）、一般事業特別分（2／3以内）、特別承認事業（国等の事業への継足し補助として、最大2／3まで）、担い手確保事業（1／2以内）、外部人材活用支援事業（グループ型2／3以内、単独型1／2以内）
補助対象事業	<p>① ステップアップ事業 事業等の立ち上げ段階又は試行段階の取組を支援する事業</p> <p>② 一般事業 ・通常分：本格的な取組等を支援する事業 ・特別分：本格的な取組のうち、地域への経済波及効果が高いと認められるものを支援する事業</p> <p>③ 特別承認事業 国等の補助事業を活用して実施する取組を支援する事業</p> <p>④ 担い手確保事業 市町村の総合戦略に位置付けられた取組であって、市町村や地域の団体が担い手を確保する事業</p> <p>⑤ 外部人材活用支援事業 地域の価値を高めるプロジェクトの創出や既存の事業の飛躍的な成長を図るため、外部の専門人材のノウハウ等を活用する事業</p>
事業実施主体	市町村、地域団体、中小企業、任意団体等
補助限度額	<p>①ステップアップ事業：200万円（下限10万円）</p> <p>②一般事業・特別承認事業・担い手確保事業：5,000万円 ※一般事業において別途定める要件を満たすものについては、補助限度額5,000万円に、次の額を上限として加算 ＜拡大再生産加算（クラスター加算、外商加算）＞5,000万円 ＜拠点加算＞5,000万円</p> <p>③外部人材活用支援事業 ＜グループ型＞ 1,800万円（下限100万円） ＜単独型＞ 500万円（下限50万円）</p>
事業例	平成30年度実施箇所 ・土佐町（酒蔵の新工場の整備） ・香美市（土佐打刃物の職人を育成する施設の整備） など
スケジュール	随時
事業の流れ	
担当課室	計画推進課（Tel 088 - 823 - 9333）

○ **産業振興アドバイザー事業(地域支援[課題解決型])**

事業目的	高知県産業振興計画に基づく「地域アクションプラン」の取り組みの実現に向けて、地域のニーズや課題等に応じた産業振興アドバイザーの派遣を行い、組織づくりや商品企画、生産、流通、販売に至るまでの指導・助言等を通じて、地域の産業づくりを支援する。
アドバイザー	派遣を希望する外部専門家
支援内容	事業目的と同じ ・派遣回数の上限：原則3回（特に理由がある場合は原則5回）
対象者	・地域アクションプランに位置付けられた取り組み及びこれに準ずると認められる取り組みに関わる事業主体 ・地域アクションプラン等産業振興計画への位置付けを目指す取り組みの事業主体
事業の流れ	<pre> graph LR     A[派遣を希望される方が地域産業推進地域本部へ申請] --&gt; B[県で派遣決定]     B --&gt; C[アドバイザー派遣]             </pre>
申請者	事業主体
県が負担する経費	謝金 5万円/回以内 旅費 県の旅費規定に基づき算定した額
事業例	・地域の特産物を使った加工品の開発（レシピづくり、生産技術の習得等） ・ビジネスプラン・事業収支計画づくり など
担当課室	計画推進課 (Tel 088-823-9334)

### ○ 中山間地域商業対策事業経営アドバイザー派遣事業

事業目的	商店街等団体における事業計画や経営等に関する助言を求め、より、効果的な事業とするためにアドバイザーを派遣する
アドバイザー	派遣を希望する外部専門家
支援内容	事業目的と同じ ・ 税理士、公認会計士、経営コンサルタント等事業計画や経営計画の策定や実施、商店街等のビジョンづくり等に関するアドバイス
対象者	商業の活性化に取り組む事業者グループや商工団体等
事業の流れ	<pre> graph LR     A[県に事業内容などを相談 適切な方を選考] --&gt; B[県で派遣決定]     B --&gt; C[アドバイザー派遣]             </pre>
申請者	事業主体
県が負担する経費	謝金 5万円／回以内 旅費 県の旅費規定に基づき算定した額
事業例	・ 予算案作成、会計管理、財務管理等に関するアドバイス ・ 商店街のビジョンづくり など
担当課室	経営支援課 (Tel 088-823-9679)

Ⅱ 経済的な活動

⇒ 2 その他収入確保に向けた取組

⇒ ① 自然エネルギーの有効活用に向けた取組

○ **木質資源利用促進事業費補助金(木質バイオマス利用施設等整備)**

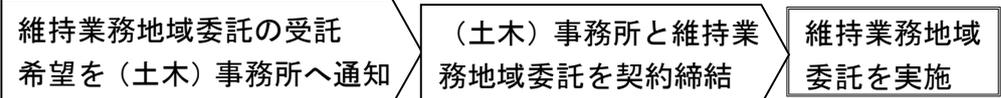
事業の目的	森林資源を活かした循環型社会の形成並びに新たな産業や雇用の創出に向け、木質バイオマスエネルギーの地域循環利用の取り組みを進めるために、バイオマス利用施設等の整備、燃料の備蓄や燃焼灰収集等への支援を行う。
補助先	市町村
補助率	(3/4、2/3、1/3、1/2、15%) 以内 一部上限あり
補助対象事業	木質バイオマスエネルギー利用施設及び木質バイオマス供給施設の整備等に要する経費に対して助成する。
事業実施主体	市町村、農業協同組合等
補助限度額	—
事業例	これまでに実施した主な事業 木質バイオマスボイラー、輸送用コンテナ、移動式木材破砕機への支援
スケジュール	4月末日までに事業計画書を知事に提出（以降予算執行状況による） ※間接補助のため市町村の予算化が必要
事業の流れ	<pre> graph LR     A[事業主体が事業計画書を作成し、市町村に要望] --&gt; B[市町村が補助申請]     B --&gt; C[県で交付決定]             </pre>
担当課室	木材産業振興課 (Tel 088 - 821 - 4592)

Ⅱ 経済的な活動

☞ 2 その他収入確保に向けた取り組み

☞ ② 道路、河川、施設等の管理

○ 草刈り等委託

<p>事業の目的</p>	<p>地域の社会資本は地域自らで守るという地域を愛護する意識を育て、地域と一体となった社会資本の管理を推進するため、地域の住民力を活用した維持管理として、中山間地域を中心に県が管理する河川、道路の草刈りを地域の皆さまに行っていただき、公共空間環境の保全・管理を推進します。</p>
<p>委託先</p>	<p>市町村、地域で活動する団体（町内会、地区会、婦人会、PTA組織、老人クラブ等）や個人</p>
<p>委託金額</p>	<p>約 5 千円/100m<sup>2</sup>（道路） 河川は場所、委託内容により異なりますのでご相談ください</p>
<p>事業例</p>	<p>○「おもてなしの水辺創成事業」委託の流れ（河川の例）          5 月中旬 おもてなしの水辺創成事業委託契約          6 月上旬 堤防の草刈りの実施          6 月下旬 第 1 回 委託料部分払い          8 月上旬 堤防のゴミ拾い          8 月下旬 第 2 回 委託料部分払い          11 月上旬 河川の草刈りの実施          11 月下旬 おもてなしの水辺創成事業 委託精算額払込          （実施時期・回数・内容についてはご相談ください）</p> <p>○道路維持業務地域委託の流れ（道路の例）          6 月上旬 道路維持業務地域委託契約          7 月上旬 第 1 回目草刈り業務完了          8 月上旬 第 1 回目草刈り業務出来高金額払込          10 月下旬 第 2 回目草刈り業務完了          11 月下旬 道路維持業務地域委託完了残額払込</p>
<p>事業の流れ</p>	<p>(河川)</p>  <p>(道路)</p> 
<p>担当課室</p>	<p>河川課（088-823-9839）、道路課（088-823-9828） 各（土木）事務所</p>



## ○ 中山間地域等直接支払交付金

事業の目的	農業生産活動（農用地における耕作、適切な農用地の維持・管理及び水路・農道等の維持・管理等）を通じ、中山間地域等における耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保する観点から、当該農業生産活動等を行う農業者に対し直接支払を実施する。
補助先	市町村
補助率	定額
補助対象事業	○交付単価 10割単価： （急傾斜 田 21,000 円／10 a、畑 11,500 円／10 a） （緩傾斜 田 8,000 円／10 a、畑 3,500 円／10 a） 8割単価： （急傾斜 田 16,800 円／10 a、畑 9,200 円／10 a） （緩傾斜 田 6,400 円／10 a、畑 2,800 円／10 a）
事業実施主体	集落協定及び個別協定を締結している農業者
補助限度額	対象農用地の面積に地目ごとの交付単価を乗じて得た金額を交付
事業例	H30 実績 協定数：597 協定 協定面積：6,759ha 交付金額：1,036,958 千円
スケジュール	市町村への申請書提出期限：6月末
事業の流れ	<pre> graph LR     A[集落協定が認定された集落が市町村に交付申請] --&gt; B[市町村が交付申請]     B --&gt; C[県で交付決定]             </pre>
担当課室	農業政策課 (Tel 088 - 821 - 4511)



## ○多面的機能支払交付金

事業の目的	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農地を農地として維持していくために農業者等が行う地域資源の基礎的保全活動等を支援するとともに、農業者だけでなく地域住民等も参画した地域資源の質的向上を図る共同活動や老朽化が進む農業用施設の長寿命化を行う活動を推進する。
補助先	市町村
補助率	国 1/2、県 1/4、市町村 1/4
補助対象事業	<p>①農地維持支払交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業者等で構成される活動組織が農地を農地として維持していくために行う地域資源の基礎的保全活動等に対し交付</li> </ul> <p>②資源向上支払交付金（共同活動）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業者だけでなく地域住民等も参画する活動組織が行う地域資源の質的向上を図る共同活動に対し交付</li> </ul> <p>③資源向上支払交付金（長寿命化）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化が進む農業用施設の長寿命化のための補修等を行う経費に対し交付</li> </ul>
事業実施主体	活動組織
補助限度額	<p>①対象農用地の面積に地目ごとの交付単価を乗じて得た金額を交付</p> <p>②同上</p> <p>③対象農用地の面積に地目ごとの交付単価を乗じて得た金額を上限とした金額を交付</p>
事業例	<p>平成 30 年度実績</p> <p>対象活動組織 364 組織</p> <p>【農地維持支払】</p> <p>対象面積：341 組織 9,437ha 交付金総額：273,382 千円</p> <p>【資源向上支払（共同活動）】</p> <p>対象面積：243 組織 6,989ha 交付金総額：119,434 千円</p> <p>【資源向上支払（長寿命化）】</p> <p>対象面積：255 組織 7,955ha 交付金総額：297,721 千円</p>
スケジュール	市町村への申請書提出期限：6月末
事業の流れ	
担当課室	農業政策課 (Tel 088 - 821 - 4511)

Ⅲ 支え合い活動

☞ 1 生活基盤づくり

☞ ①日用品（食料品、燃料等）の確保に向けた仕組みづくり

○ 中山間地域生活支援総合補助金 ② 移動手段・物流確保支援事業

**（生活用品確保等支援事業）**

事業の目的	地域内での生活用品の購入など、日常生活に欠かせない生活用品の確保等と併せて、地域の見守り活動等の取組を複合して実施する仕組みづくりを支援する。
補助先	市町村
補助率	1 / 2 以内、 ただし、企業等が実施主体となる場合は 1 / 3 以内
補助対象事業	①生活用品確保等と併せて、地域の見守り活動等の取組を複合して実施する仕組みづくりを検討するための、調査、周知広報又は試行に要する経費（例：店舗整備、移動販売、宅配、買物代行、農産物の集出荷など） ②①を本格的に事業を実施するために必要な、車両、店舗設備又は付帯する備品等の購入に要する経費
事業実施主体	①市町村等、②地域団体、③任意団体、④企業等
補助限度額	20,000千円 （ただし、試行に要する人件費は1人当たり100万円）
事業例	店舗整備4件（H20、H21、H25、H29） 移動販売車両購入 延べ31事業者（H20～H30） 見守りと併せた宅配、買物代行、農産物の集出荷 H30実績はなし
スケジュール	予算要望10月→個別ヒアリング→年度当初4月申請受付開始
事業の流れ	<pre> graph LR     A[事業実施主体で 事業計画を作成] --&gt; B[市町村が 補助申請]     B --&gt; C[県で 交付決定]             </pre>
担当課室	中山間地域対策課（Tel 088 - 823 - 9602）

Ⅲ 支え合い活動

☞ 1 生活基盤づくり

☞ ② 地域内・中心集落への移動手段の確保に向けた仕組みづくり

○ 中山間地域生活支援総合補助金 ② 移動手段・物流確保支援事業(移動手段確保支援事業)

事業の目的	中山間地域における通院や買い物等地域住民の生活を支える移動手段の確保を図るため、地域の基幹交通を補完するきめ細かな移動手段の導入及び維持に必要な経費を支援する。
補助先	①～③：市町村 ④：国土交通大臣認定事業者
補助率	①：1/2以内 ②～③：2/3以内 ④：定額 (※②は既存車両等の更新のみの場合1/2以内)
補助対象事業	① 仕組みづくりのための調査等 地域の移動手段確保のための調査、地域公共交通再編計画の策定、広報等による利用促進活動等 ② 運行に必要な装備等 自家用車有償運送(市町村運営有償運送、公共交通空白地有償運送、福祉有償運送)、乗合タクシー等の運行に必要な車両の購入及び改造、待合所の整備等 ③ 新たな取組みの実証運行 自家用車有償運送(市町村運営有償運送、公共交通空白地有償運送、福祉有償運送)、乗合タクシー、ボランティア運送等による運行費または運行委託料  ④ 自家用車有償運送運転者資格取得講習会受講料への補助 国土交通大臣認定事業者による、自家用車有償運送(市町村運営有償運送、公共交通空白地有償運送)運転者講習会受講料への補助
事業実施主体	①～③：市町村等、市町村が委託等を行う交通事業者 NPO法人、公益法人、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会 市町村が認める団体等 ④：株式会社 高知中央自動車学校(高知県内唯一の認定事業者)
補助限度額	なし
事業例	平成30年度事例 ・ 本山町、芸西村、大月町、安田町 (新たな取組みの実証運行、新しい仕組みづくりのための調査) 等
スケジュール	随時
事業の流れ	市町村が補助申請 → 県で交付決定
担当課室	中山間地域対策課 (Tel 088 - 823 - 9602)

Ⅲ 支え合い活動

➡ 1 生活基盤づくり

➡ ② 地域内・中心集落への移動手段の確保に向けた仕組みづくり

○ 中山間地域における移動手段確保対策研修会等

事業目的	中山間地域における、通院・買い物等地域住民の生活を支えるために必要な、地域の基幹交通を補完するきめ細かな移動手段を導入するための、知識や他地域の事例を習得し、今後の取組に活かす。
研修内容	①座学研修・情報交換会（県内全域対象） ②県内外事例視察研修会 ③出張ミニ研修
対象者	①～③：市町村担当職員（主な対象）、（市町村取りまとめによる）希望者ならどなたでも参加可
事業の流れ	<pre> graph LR     A["①② 県から市町村への開催通知"] --&gt; B["市町村から参加者の報告"]     C["③ 市町村から県へ開催依頼書提出"] --&gt; D["(県と市町村) 日程調整・研修内容協議"]     C --&gt; E["(県とアドバイザー) 日程調整・研修内容協議"]     D --&gt; F["依頼元市町村役場で研修会開催"]     E --&gt; F     </pre>
事業例	<p>○開催実績（H29、30年度）</p> <p>【H29 11/24】 中山間地域における移動手段確保対策市町村担当者会 四国運輸局による法制度等の説明、学識経験者による講義、県外事例発表（茨城県日立市）、事例に対する班ごとの質問や情報交換等のグループ討議</p> <p>【H30 8/3】 中山間地域における移動手段確保対策市町村担当者会 四国運輸局による法制度等の説明、学識経験者による講義、事例発表（梶原町NPO法人 絆の取組）、事例に対する班ごとの考えや情報交換等のグループ討議</p> <p>【H30 12/19】 中山間地域における移動手段確保対策研修・現地視察研修会 視察先 徳島県上勝町 講義、意見交換等</p>
担当課室	中山間地域対策課（Tel088-823-9602）

Ⅲ 支え合い活動

☞ 1 生活基盤づくり

☞ ② 地域内・中心集落への移動手段の確保に向けた仕組みづくり

○ 中山間地域移動手段支援アドバイザー

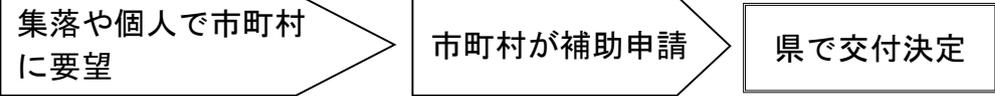
事業目的	地域の実情に合ったきめ細かな生活支援策を行うため、先進的に取り組んでいる地域の市町村や実施団体、関係機関、学識経験者等からアドバイスをいただき、今後の生活支援のあり方や施策に反映させる。
アドバイザー	①橋本 成仁（岡山大学大学院 環境生命科学研究科 准教授） ②上戸 康弘（四国運輸局 高知運輸支局 首席運輸企画専門官） ③山本 圭（四国運輸局 高知運輸支局 首席運輸企画専門官） ④影下 直樹（四国運輸局 高知運輸支局 運輸企画専門官） ⑤矢野 豪佑（NPO法人 絆 理事長） ⑥土居 貴之（高知工科大学 客員研究員） ⑦喜多 秀行（神戸大学大学院 教授） ⑧河崎 民子（NPO法人 全国移動サービスネットワーク 副理事長） ⑨柿久保 浩次（NPO法人 全国移動サービスネットワーク 副理事長） ⑩横山 和廣（NPO法人 全国移動サービスネットワーク 副理事長）
支援内容	①⑥⑦地域公共交通に関する有識者 ②国補助事業「地域公共交通確保維持改善事業」担当 ③④道路運送法上の許認可事務等担当 ⑤公共交通空白地有償運送運営主体 ⑧⑨⑩移動サービスの全国団体
対象者	・ 県・市町村職員 ・ その他（必要に応じて適宜）
事業の流れ	<p>パターン①</p> <p>パターン②</p>
申請者	県・市町村
県が負担する経費	アドバイザー派遣に係る講師謝金・旅費
事業例	○開催実績（H29、30年度） 【H29 11/24】 中山間地域における移動手段確保対策研修・情報交換会：④⑥  【H30 8/3】 中山間地域における移動手段確保対策研修・情報交換会：①②④⑤  【H30 12/19】 中山間地域における移動手段確保対策市町村担当者会（視察研修）
担当課室	中山間地域対策課（Tel 088-823-9602）



## ○ 中山間地域等情報通信基盤整備事業費補助金

事業の目的	中山間地域における集落の維持、再生に向けた取組を進めていくための基盤として、集落活動センター、シェアオフィス、移住者又は定住者向け住宅（体験施設を含む。）、誘致企業及びテレワーク拠点への超高速ブロードバンド（下り最大伝送速度が30Mbps以上のブロードバンド）整備を行う市町村に対して補助する。
補助先	市町村
補助率	1/2以内
補助対象事業	中山間地域等に開設される集落活動センター、シェアオフィス、移住者又は定住者向け住宅（体験施設を含む。）、誘致企業及びテレワーク拠点に超高速ブロードバンドを整備又は整備を行う民間事業者に補助を行う事業
事業実施主体	市町村又は民間事業者
補助限度額	予算の範囲内
事業例	集落活動センターや移住者向け地域体験型滞在施設等への光ファイバー敷設
スケジュール	随時
事業の流れ	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 集落活動センターでの用途など、地域の皆さんで計画を作成し、市町村に整備を要望</li> <li>○ シェアオフィス推進事業実施認定を受ける。（産業創造課）</li> <li>○ 移住者又は定住者向け住宅などへの整備に対して市町村が事業計画を策定</li> </ul> </div> <div style="margin-left: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">市町村が補助申請</div> <div style="margin-left: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">県で交付決定</div> </div> </div> </div>
担当課室	情報政策課（Tel 088 - 823 - 9650）

## ○ 野生鳥獣に強い県づくり事業費補助金

事業の目的	市町村が実施する侵入防護柵の設置などの事業に要する経費について補助する。
補助先	市町村
補助率	2 / 3 以内（シカ）、1 / 2 以内（イノシシ・サル等） 1 / 2 以内（サル総合対策）、1 / 3 以内（くくりワナ補修経費）
補助対象事業	金網柵等の購入経費、サル総合対策の経費、くくりワナ補修経費
事業実施主体	市町村、集落、農林業者等
補助限度額	知事が必要と認めた額
事業例	県内各地で実施
スケジュール	4 月要望調査 → 5 月以降市町村配分決定
事業の流れ	 <pre> graph LR     A[集落や個人で市町村に要望] --&gt; B[市町村が補助申請]     B --&gt; C[県で交付決定]             </pre>
担当課室	鳥獣対策課 (Tel 088 - 823 - 9039)



## ○ 鳥獣被害防止総合対策交付金

事業の目的	鳥獣害防止特措法に定める被害防止計画に基づき被害防止対策事業に取り組む市町村鳥獣被害防止対策協議会等に対して交付する。
補助先	推進事業：地域協議会等 整備事業：地域協議会、地方公共団体等
補助率	定額、1/2 以内、5.5/10 以内
補助対象事業	推進事業：捕獲報償金、捕獲機材の導入、国産ジビエ認証の取得等 整備事業：侵入防止柵、処理加工施設等 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業：有害捕獲に係る捕獲活動経費等
事業実施主体	地域協議会、地方公共団体等
補助限度額	事業内容により上限単価あり
事業例	鳥獣被害防止柵の設置、箱わなの設置等、捕獲報償金等の支払い
スケジュール	①前年度2月までに市町村の事業要望提出 ②県で取りまとめ、国へ要望 ③国の割り当て決定 ④市町村配分の決定
事業の流れ	<pre> graph LR     A[集落や個人で市町村に要望] --&gt; B[市町村が補助申請]     B --&gt; C[県で交付決定] </pre>
担当課室	鳥獣対策課 (Tel 088 - 823 - 9039)

○ **森林・山村多面的機能発揮対策交付金** ※林野庁事業(一部県・市町村負担)

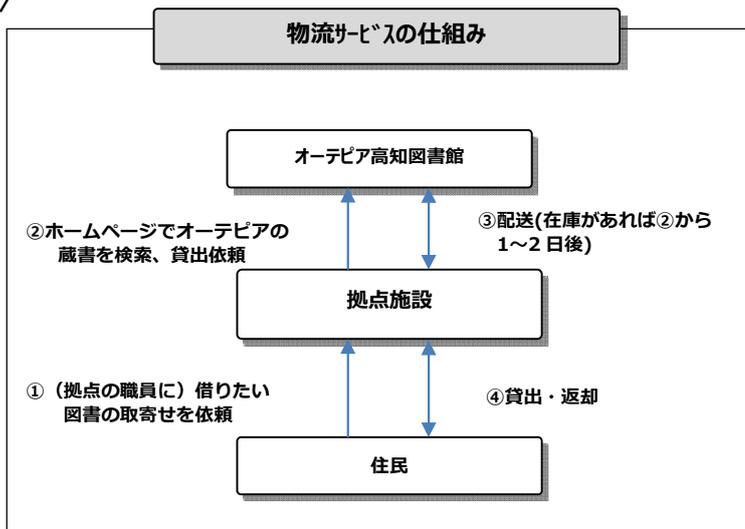
事業の目的	森林の有する多面的機能を発揮させるために、地域の活動組織が実施する里山林など森林の保全管理や山村活性化の取り組みに対して支援する。
補助先	活動組織（地域住民、森林所有者、自治会等の地域の実情に応じた3名以上の者で構成された組織）
補助率	定額（資機材・施設整備は1／2以内、一部1／3以内）
補助対象事業	里山保全活動、森林資源や森林を利用する活動等
事業実施主体	活動組織
補助限度額	<p>①活動推進費（初年度のみ） 現地其林況調査、活動計画に基づく取組に関する話し合い、研修等 15万円</p> <p>②地域環境保全タイプ (1)里山林保全：雑草木の刈払い・集積・処理等 16万円/ha (2)侵入竹除去・竹林整備：竹、雑草木の伐採・搬出・処理等 38万円/ha</p> <p>③森林資源利用タイプ 木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木等のための未利用資源の伐採・搬出・加工等 16万円/ha</p> <p>④森林機能強化タイプ 路網や歩道の補修、鳥獣害防止施設の改良等 1千円/m</p> <p>⑤資機材・施設整備支援 1／2以内（一部1／3以内） 1活動組織あたり、①～⑤の合計で500万円以内</p>
事業例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放置竹林の整備を地域住民で行い、環境を保全すると共に地域の活性化を図った。</li> <li>・ 林業研究会が主体となり、地域の住民に協力を求め、荒れた海岸林（松原）を整備した。</li> </ul>
スケジュール	4月末までに計画書を公益社団法人高知県森と緑の会（高知県の地域協議会）に提出（以降、予算執行状況による）
事業の流れ	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">活動組織で計画を作成し、地域協議会へ提出</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">地域協議会が 国（県・市町村）へ 交付申請</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">国（県・市町村） が交付決定</div> </div>
担当課室	林業環境政策課（Tel 088 - 821-4586）

追加

○県内全域の読書環境・情報環境への充実に向けた支援

事業目的	県民がそれぞれの地域で、読書し、必要な情報が得られるよう、オーテピア高知図書館の図書を地域の読書拠点施設へ配送し、県内読書・情報環境の充実を図る。
支援内容等	地域住民の方がオーテピア高知図書館からの貸出を希望する図書を、「物流サービス」により拠点施設へ配送します。拠点施設は、貸出や返却等の図書館業務を行います。
対象者	地域住民の方
設置に関する条件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域における読書活動の推進を行う意思・意欲があること。</li> <li>○図書コーナー等が設置され、住民への貸出が行われていること。</li> <li>○施設の開館時間には職員がいること。</li> <li>○住民からの図書の利用依頼に職員が対応できること。</li> <li>○インターネットによる蔵書検索等が行える環境であること。</li> <li>○住民がオーテピア高知図書館で直接借りた本の返却を受け付けること。</li> <li>○市町村立図書館等との連携を図ること。</li> <li>○当該地域における読書活動の活性化等に向けた今後の取組の提示をすること。</li> </ul>
費用	送料はオーテピア高知図書館(県立図書館)が負担。
担当	県立図書館 支援協力担当(088-802-6005)

〈参考〉



## ○あったかふれあいセンター事業費補助金

事業の目的	子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に集い、子育てや生活支援の必要なサービスを受けることができる拠点を整備し、要配慮者の見守りや生活課題に対応した支え合い活動等を行う地域福祉活動を推進するため、あったかふれあいセンター事業を実施する市町村に対して補助する。																							
補助先	市町村																							
補助率	1 / 2 以内																							
補助対象事業	あったかふれあいセンターに従事する者の人件費及びセンターの運営に必要な経費																							
事業実施主体	市町村（委託先：社会福祉法人、民間企業、NPO法人等）																							
事業実施基準	<p>◆必須機能</p> <p><b>1. インフォーマルサービスの提供</b></p> <p>既存の制度では対応することが困難な状況を解消するため、地域のニーズに応じたインフォーマルサービスを提供する。提供するインフォーマルサービスは、(1) から (6) までに掲げる内容を参考にすること。ただし、(1)「集い」事業については、必ず実施するとともに、地域の実情に応じた付加機能として(2) から (6) までに掲げる機能のうち少なくとも一機能は実施するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>機能の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 集い</td> <td>サロン、ミニデイサービス、放課後の子どもの居場所等、誰もが自由に日中過ごすことができる場（概ね週5日程度）</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">付加機能</td> <td>(2) 預かる</td> <td>子どもや高齢者など見守りが必要な人の一時預かりを行う</td> </tr> <tr> <td>(3) 働く</td> <td>障害者やひきこもりの人への就労支援及び生活訓練や、高齢者の介護予防、生きがいづくり等のために行う収益活動</td> </tr> <tr> <td>(4) 送る</td> <td>あったかふれあいセンター利用者の送迎を行う</td> </tr> <tr> <td>(5) 交わる</td> <td>花見や収穫祭等、利用者同士の交流ではなく、他施設や団体、利用者以外の地域住民と交流する</td> </tr> <tr> <td>(6) 学ぶ</td> <td>利用者やボランティア等を対象にしたミニ講座や研修会等、地域福祉に関する勉強会等を行う</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2. 地域の見守りネットワークの構築</b></p> <p>地域の要支援者を早期に発見して見守り支援するネットワークの構築を推進するため、相談・訪問活動や要支援者を早期に必要なサービスにつなぐ事業を行う。(1) から (3) までに掲げる機能を発揮できるように体制を整えるとともに、(2)「訪問」については、必ず実施するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>機能の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 相談</td> <td>地域の要支援者やその家族、地域住民からの福祉サービスに関することや、日常生活での困り事や気にかかる事などの相談に応じる</td> </tr> <tr> <td>(2) 訪問</td> <td>独居高齢者や障害者の見守りや相談活動等のために訪問する（概ね週2日程度）</td> </tr> <tr> <td>(3) つなぎ</td> <td>相談・訪問活動等によって発見されたニーズや課題を市町村や地域包括支援センター、専門機関等につなぎ、必要な支援に結びつける</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3. 生活支援</b></p> <p>あったかふれあいセンターとして支援が必要な人に対して直接生活支援サービスを提供するほか、地域の生活課題やニーズに応じた生活支援サービスの仕組みづくりやコーディネート、地域での支え合いの仕組みづくりなどを行う。必ず実施できる体制を整えることとし、実施に当たっては地域の実情に応じて行うものとする。</p> <p>◆拡充機能</p>	機能	機能の概要	(1) 集い	サロン、ミニデイサービス、放課後の子どもの居場所等、誰もが自由に日中過ごすことができる場（概ね週5日程度）	付加機能	(2) 預かる	子どもや高齢者など見守りが必要な人の一時預かりを行う	(3) 働く	障害者やひきこもりの人への就労支援及び生活訓練や、高齢者の介護予防、生きがいづくり等のために行う収益活動	(4) 送る	あったかふれあいセンター利用者の送迎を行う	(5) 交わる	花見や収穫祭等、利用者同士の交流ではなく、他施設や団体、利用者以外の地域住民と交流する	(6) 学ぶ	利用者やボランティア等を対象にしたミニ講座や研修会等、地域福祉に関する勉強会等を行う	機能	機能の概要	(1) 相談	地域の要支援者やその家族、地域住民からの福祉サービスに関することや、日常生活での困り事や気にかかる事などの相談に応じる	(2) 訪問	独居高齢者や障害者の見守りや相談活動等のために訪問する（概ね週2日程度）	(3) つなぎ	相談・訪問活動等によって発見されたニーズや課題を市町村や地域包括支援センター、専門機関等につなぎ、必要な支援に結びつける
	機能	機能の概要																						
	(1) 集い	サロン、ミニデイサービス、放課後の子どもの居場所等、誰もが自由に日中過ごすことができる場（概ね週5日程度）																						
	付加機能	(2) 預かる	子どもや高齢者など見守りが必要な人の一時預かりを行う																					
		(3) 働く	障害者やひきこもりの人への就労支援及び生活訓練や、高齢者の介護予防、生きがいづくり等のために行う収益活動																					
		(4) 送る	あったかふれあいセンター利用者の送迎を行う																					
		(5) 交わる	花見や収穫祭等、利用者同士の交流ではなく、他施設や団体、利用者以外の地域住民と交流する																					
		(6) 学ぶ	利用者やボランティア等を対象にしたミニ講座や研修会等、地域福祉に関する勉強会等を行う																					
	機能	機能の概要																						
	(1) 相談	地域の要支援者やその家族、地域住民からの福祉サービスに関することや、日常生活での困り事や気にかかる事などの相談に応じる																						
(2) 訪問	独居高齢者や障害者の見守りや相談活動等のために訪問する（概ね週2日程度）																							
(3) つなぎ	相談・訪問活動等によって発見されたニーズや課題を市町村や地域包括支援センター、専門機関等につなぎ、必要な支援に結びつける																							

事業実施 基準	地域のニーズに応じて、あったかふれあいセンターの前方展開を図り、機能を拡充するため、(1)から(5)までに掲げる事業を行う。	
	機能	機能の概要
	(1) 移動手段の確保	買物や病院への通院等のための移動を支援する
	(2) 配食	高齢者や障害者等の食の確保や栄養改善を目的とし、配食サービスを提供する
	(3) 泊まり	緊急時に支援が必要な高齢者や障害者等を一時的に泊める
	(4) 介護予防	リハビリ専門職等と連携を図り、介護予防体操を実施するなど、定時・定量的に介護予防プログラムを提供する
	(5) 認知症カフェ	認知症の人を支える地域づくりを目指し設置する、認知症の人や家族、地域住民、専門職等誰もが参加できる集いの場
	(6) 子ども食堂	食事の提供を通じて子どもや保護者の居場所を提供する（実施に当たっては、「高知家子ども食堂登録制度」に登録すること）
	<p>◆その他</p> <p>事業の運営にあたっては、次に掲げる事項を実施することとする。</p> <p>(1) 利用者データ等を活用し、中長期の目指す姿を明らかにした事業計画書を作成すること。</p> <p>(2) あったかふれあいセンターの運営について協議する会を年1回以上開催すること。</p>	
補助限度額	<p>人件費：コーディネーター580万円以内／人、スタッフ310万円以内／人</p> <p>運営費：人件費上限額合計の25%以内</p> <p>拡充機能：知事が必要と認めた額</p>	
事業例	H30実施箇所 31市町村48カ所	
スケジュール	随時	
事業の流れ	<pre> graph LR     A[市町村が事業実施決定 (内容、委託先等)] --&gt; B[市町村が補助申請]     B --&gt; C[県で交付決定] </pre>	
H31 予算額	293,416千円	
担当課 室	地域福祉政策課 (Tel 088 - 823 - 9090)	

Ⅲ 支え合い活動



2 安心・安全の取組



① あったかふれあいセンターと連携した取組

○ あったかふれあいセンター施設整備事業費補助金

事業の目的	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる県づくりのため、あったかふれあいセンターの施設整備事業に関して、市町村が実施する事業について補助を行う。											
補助先	市町村											
補助率	1 / 2 以内											
補助対象事業	<p>あったかふれあいセンターにおいて、次の①～④に掲げるサービスを提供するために必要となる、あったかふれあいセンターの使用する施設の整備（新設又は改修（増築を含む））を行う事業のうち、下記の（１）～（３）の要件をすべて満たすもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>事業の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 介護予防プログラムの提供</td> <td>介護予防体操等の介護予防プログラムを定時定量的に提供する。 ただし、プログラムの構成に当たってリハビリテーション専門職等の視点を取り入れる、又はリハビリテーション専門職等による効果の検証を行うなど、リハビリテーション専門職等が関与して実施するものであること。</td> </tr> <tr> <td>② 認知症カフェの開催</td> <td>認知症カフェ（認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図ることを目的として開催される集いの場）を定期的に開催する。</td> </tr> <tr> <td>③ 子育て支援や障害者の地域生活支援などの制度サービスの提供</td> <td>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）等に基づく子育て支援や障害者支援等のサービスを提供する。</td> </tr> <tr> <td>④ ショートステイの実施</td> <td>「泊まり」機能により、在宅生活に不安のある高齢者や障害者等を一時的に泊めるショートステイを実施する。</td> </tr> </tbody> </table>		事業	事業の概要	① 介護予防プログラムの提供	介護予防体操等の介護予防プログラムを定時定量的に提供する。 ただし、プログラムの構成に当たってリハビリテーション専門職等の視点を取り入れる、又はリハビリテーション専門職等による効果の検証を行うなど、リハビリテーション専門職等が関与して実施するものであること。	② 認知症カフェの開催	認知症カフェ（認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図ることを目的として開催される集いの場）を定期的に開催する。	③ 子育て支援や障害者の地域生活支援などの制度サービスの提供	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）等に基づく子育て支援や障害者支援等のサービスを提供する。	④ ショートステイの実施	「泊まり」機能により、在宅生活に不安のある高齢者や障害者等を一時的に泊めるショートステイを実施する。
	事業	事業の概要										
	① 介護予防プログラムの提供	介護予防体操等の介護予防プログラムを定時定量的に提供する。 ただし、プログラムの構成に当たってリハビリテーション専門職等の視点を取り入れる、又はリハビリテーション専門職等による効果の検証を行うなど、リハビリテーション専門職等が関与して実施するものであること。										
	② 認知症カフェの開催	認知症カフェ（認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図ることを目的として開催される集いの場）を定期的に開催する。										
	③ 子育て支援や障害者の地域生活支援などの制度サービスの提供	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）等に基づく子育て支援や障害者支援等のサービスを提供する。										
	④ ショートステイの実施	「泊まり」機能により、在宅生活に不安のある高齢者や障害者等を一時的に泊めるショートステイを実施する。										
<p>（１）当該施設において、①～④に掲げるサービスのうち２以上のサービス提供に取り組む場合を対象とする。ただし、当該施設がサテライトとして使用される施設である場合には、①～④に掲げるサービスのうち１以上のサービス提供に取り組む場合を対象とする。</p> <p>なお、いずれの場合においても、施設整備に係る工事完了の翌年度までにサービス提供を開始すること。</p> <p>（２）施設を新設する場合には、福祉避難所として指定すること。福祉避難所の指定状況が確認できる書類を提出することとし、福祉避難所の指定が翌年度以降となる場合には、あらかじめ県の承認を得ること。</p> <p>（３）他の補助金等を活用できる事業については、その補助金等の充当残額相当部分に限り本事業の対象とする。</p>												
補助対象経費	<p>補助事業の実施に必要な工事費（これらと同等であると認められる委託費、分担金及び適当であると認められる施設購入費等を含む。）及び実施設計に要する経費 ただし、次の（１）及び（２）に掲げる経費は補助対象としない。</p> <p>（１）用地取得又は補償に要する経費 （２）用地の整地に要する経費</p>											
事業実施基準	<p>あったかふれあいセンターの拠点又はサテライト 1 ヶ所あたり 22,000千円以内（新設）</p>											

	11,000千円以内（改修（増築を含む）） ※平成31年度は、当該補助要綱は改正予定です。
特記事項	土砂災害警戒区域等において補助事業を行う場合は、補助金等交付申請書の提出前に立地の安全性に関する協議が必要となります。
事業例	H30実施箇所 1市町村1カ所
スケジュール	随時
事業の流れ	<pre> graph LR     A[市町村が事業実施決定 (内容、委託先等)] --&gt; B[市町村が補助申請]     B --&gt; C[県で交付決定] </pre>
H31 予算額	11,000千円
担当課 室	地域福祉政策課 (Tel 088 - 823 - 9090)

Ⅲ 支え合い活動



2 安心・安全の取組



① あったかふれあいセンターと連携した取組

○ 地域福祉人材育成研修

事業目的	地域福祉に携わる人材育成のための研修の実施
研修内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あったかふれあいセンター職員研修 (テーマ別研修・地域支援研修 等) 防災や高齢者支援等の課題に応じた支援を学ぶ研修や、住民と協働した地域づくり及び住民活動の活性化等、住民に働きかけるうえで重要な具体的スキルを身につける</li> <li>・ 地域支援実践者交流会 地域福祉関係者が集い、交流と今後の活動を高めあう場。</li> </ul>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あったかふれあいセンター職員</li> <li>・ 市町村社会福祉協議会職員</li> <li>・ 地域住民(運営スタッフ)</li> <li>・ 市町村職員</li> </ul> <p>等の地域福祉に携わる者</p>
事業の流れ	
申請者	受講希望者
県が負担する経費	研修に必要な講師謝金、会場使用料等の経費
事業例	<p>H30 実績(抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あったかふれあいセンター職員テーマ別研修 …4テーマ「訪問・アセスメント・つなぎ」、「さまざまな利用者への対応」、「認知症の方への対応」、「介護予防の取り組み」 2日間(半日×4テーマ)(高知市会場) 88人参加</li> <li>・ あったかふれあいセンター職員地域支援研修 …あったかふれあいセンターでの地域支援の取組の実践発表等を通じて地域支援のあり方を考える 1日(高知市会場) 67人参加</li> <li>・ 地域支援実践検討会 3日(佐川町・梶原町・安田町会場) 30人参加</li> </ul>
担当課室	地域福祉政策課 (Tel 088 - 823 - 9090)



## ○ 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業費補助金

## ※ 厚生労働省事業

事業の目的	年齢や性別、その置かれている生活環境などにかかわらず、身近な地域において、誰もが安心して生活を維持できるよう、地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化を図りつつ、生活困窮者を始め、支援が必要な人と地域とのつながりを適切に確保するとともに、これらを地域全体で支える基盤を構築することを通じて、地域福祉の推進を図る。		
補助先	市町村		
補助率	国 1 / 2		
補助対象事業	<p>下記の(1)から(4)までに掲げる事業の中から、地域の実情に応じ、全部又は一部を選択し実施する事業にかかる経費</p> <p>(1) 地域の福祉ニーズを把握するために必要となる事業 地域における効果的な支援体制を構築するため、本事業を通じて支援を行うべき対象者像やそのニーズ、それらに対応する社会資源の状況などについて、実態把握を行うために必要となる事業。</p> <p>(2) 地域の福祉ニーズを踏まえた地域サービスの創出・推進を図るために必要となる事業 (1)により把握した地域の福祉ニーズのうち、既存制度では対応が困難な者に対応するため、地域サービスを創出・推進を図るために必要となる事業。</p> <p>(3) 地域におけるインフォーマル活動の活性化を図るための事業 (2)による地域サービスの担い手を確保するとともに、地域サービスを支える基盤となる組織等を育成する観点から、地域におけるインフォーマル活動の活性化を図るために必要となる事業。</p> <p>(4) その他地域福祉の推進を図るために必要となる事業</p>		
事業実施主体	市町村、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO 法人等		
補助基準額	(人口 5 万人未満の自治体) 1 自治体当たり 4 0 0 万円		
スケジュール	国通知による		
事業の流れ	市町村が事業の実施を決定	市町村が県を通じて国へ補助申請	国で交付決定
担当課室	地域福祉政策課 (Tel 088 - 823 - 9090)		



## ○ 地域共生の実現に向けた包括的支援体制構築事業

追加

## ※ 厚生労働省事業

事業の目的	子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた地域福祉の推進を図るため、包括的な支援体制を整備する市町村等の創意工夫ある取組を支援する。		
補助先	市町村		
補助率	国 3 / 4		
補助対象事業	<p>下記の1及び2に掲げる事業の中から、地域の実情に応じ、全部又は一部を選択し実施する事業にかかる経費</p> <p>1 地域力強化推進事業</p> <p>(1) 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備</p> <p>(2) 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備</p> <p>(3) 上記のほか、本事業の目的を達成するために必要な取組の実施</p> <p>2 多機関の協働による包括的支援体制構築事業</p> <p>地域における相談支援機関の中から関係機関を円滑にコーディネートすることが可能な機関を選定し、相談支援包括化推進員を配置し、次の事業を全て実施する。</p> <p>(1) 相談者に対する支援の実施</p> <p>(2) 相談支援包括化ネットワークの構築</p> <p>(3) 相談支援包括化推進会議の開催</p> <p>(4) 自主財源の確保のための取組の推進</p> <p>(5) 新たな社会資源の創出</p> <p>(6) その他地域における相談支援包括化ネットワークの構築を図るために必要となる事業</p>		
事業実施主体	市町村、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO 法人等		
補助基準額	<p>(国庫補助基準額)</p> <p>1 自治体当たり</p> <p>地域力強化推進事業：1, 200万円（ただし、事業の対象となる地域（地区）の人口が10万人以上の場合は2, 400万円まで可能）</p> <p>多機関の協働による包括的支援体制構築事業：1, 500万円（ただし、人口20万人以上の自治体は2, 000万円まで可能）</p>		
スケジュール	国通知による		
事業の流れ	市町村が事業の実施を決定	市町村が県を通じて国へ補助申請	国で交付決定
担当課室	地域福祉政策課 (Tel 088 - 823 - 9090)		



## ○ 子ども食堂支援事業費補助金

事業の目的	食事の提供を通じて「子どもや保護者の居場所」となるとともに、「保護者の孤立感や負担感を軽減する場」、「地域で子どもたちを見守る場」としての機能が期待される「子ども食堂」の取組を県内全域に普及・定着させるため、高知家子ども食堂登録制度登録実施要綱に基づき、登録された「高知家子ども食堂」の設置及び運営を行うものに対して補助金を交付する。
補助先	子ども食堂の開設・運営に意欲のある民間団体等
補助率	定額
補助対象事業	①子ども食堂を開設する際に要する経費 初期費用として必要となる計器等消耗品費、備品購入費、10万円未満の改修等 ②子ども食堂を開設する際に施設等の改修等を実施する場合、改修等に要する経費（改修費単独で10万円を超える場合に限る。） ③子ども食堂の運営に要する経費 賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食材費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費及び手数料、保険料）、使用料及び賃借料
事業実施主体	任意団体、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人等
補助基準額	①1箇所1回限りで10万円以内 ②1箇所1回限りで15万円以内 ③1回当たり6,500円（ただし、定期的に開催する場合は月4回、公立小学校の長期休暇期間に開催する場合は週（月～日）3回を上限とする。なお、定期開催と長期休暇開催が同一週になった場合は、週3回を上限とする。）
スケジュール	随時
事業の流れ	<pre> graph LR     A[事業の実施を決定] --&gt; B[管轄保健所に相談]     B --&gt; C[高知家子ども食堂に登録]     C --&gt; D[県社協を通じて交付申請]     D --&gt; E[県で交付決定] </pre>
担当課室	児童家庭課 (Tel 088 - 823 - 9637)



## ○ ボランティア活動推進研修

事業目的	学校と地域、社協がそれぞれの役割を認識したうえで、福祉教育のための知識・技術の習得、子どもの福祉教育のためのネットワークづくりを目指す。また、ボランティアの募集や、受入れを進めていくために必要なボランティアコーディネーターの機能と役割を学ぶ。
研修内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉教育基礎研修</li> <li>・ ボランティアコーディネーター研修</li> </ul>
対象者	地域住民（運営スタッフ）、高知ふるさと応援隊、市町村社会福祉協議会職員等のうち、受講要件を満たす者
事業の流れ	<pre> graph LR     A[福祉研修センターが施設・事業所等へ 年間研修計画（便覧）を送付] --&gt; B[対象者から 申込]     B --&gt; C[研修の実施] </pre>
県が負担する経費	ボランティアセンターの人件費、管理運営経費
事業例	<b>○H30 開催実績</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4/27 社会福祉協議会職員のための福祉教育基礎研修 1日 16人参加</li> <li>・ 5/15 ボランティアコーディネーター研修会 (市町村社会福祉協議会等の中間支援組織向け) 1日 22人参加</li> <li>・ 5/16 ボランティアコーディネーター研修会 (NPO・施設等のボランティア受入れ団体向け) 1日 15人参加</li> </ul>
担当課室	地域福祉政策課 (Tel 088 - 823 - 9090)



## ○中山間地域等ホームヘルパー養成事業費補助金

事業目的	高校を除く県指定の事業所による介護職員初任者研修が実施されていない市町村等が、住民を対象に初任者研修を実施する際の経費を補助することで、人手不足感がより強い中山間地域等における介護人材の確保を図る。
補助先	市町村等（市町村、一部事務組合、広域連合又は複数の市町村が組織する協議会）
補助率	2分の1
補助限度額	500千円
補助対象事業	住民を対象とした介護職員初任者研修の実施（ただし、受講者の所有となる教材に係る経費を除く。）
事業実施主体	市町村等又は、市町村等から委託等を受けた県指定の事業者
事業の流れ	
事業例	○H30実績 ①土佐町（本山町・大豊町・大川村と合同） ②仁淀川町 ③宿毛市 ④いの町
担当課室	地域福祉政策課（Tel 088 - 823 - 9631）



## ○国民健康保険保険給付費等交付金(特別交付金・保健事業分)

事業の目的	市町村が行う国民健康保険の被保険者(原則、75歳以下の方)の健康の保持・増進のために実施する特定健診等の受診率向上策や健康教室、健康相談等の取組を支援する。 (国の特別交付金による助成事業)
補助先	市町村
補助率	10/10以内(備品購入は5/10)
助成対象事業	※①のア、イのいずれかの事業を実施した場合に、上限額の範囲内で②の事業の実施が可能。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①必須事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 特定健診・特定保健指導の実施率向上を図るための受診勧奨等の取組</li> <li>イ 生活習慣病予防の取組</li> </ul> </li> <li>②健康教育・健康相談等の一般事業</li> </ul>
事業実施主体	市町村
助成限度額	市町村が助成対象事業を実施するために必要な経費。 ※国民健康保険の被保険者以外の者を対象に実施する事業については対象外。(対象外の者が含まれる場合は按分等により経費を計上。)
事業例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定健診の未受診者に対する戸別訪問や電話による受診勧奨(団体への受診勧奨委託料又は健康づくり推進員報償費)</li> <li>・ 特定健診受診者や特定保健指導対象者の家族に対する栄養指導及び調理実習(管理栄養士報酬、実習材料費等)</li> <li>・ 歯周病予防教室や運動づくり教室の開催(講師報償費、旅費等)</li> </ul>
スケジュール	①交付申請(市町村→県): 5月頃 ②交付決定(県→市町村): 3月頃
事業の流れ	<pre> graph LR     A[市町村が事業計画を作成 ※地域等で事業の実施を希望する場合は、 市町村に相談・協議 (市町村の予算措置が必要)] --&gt; B[市町村が 交付申請]     B --&gt; C[県で 交付決定]           </pre>
助成上限額	市町村の国民健康保険の被保険者数に応じて <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 400万円(1万人未満)</li> <li>・ 600万円(1万人～5万人未満)</li> <li>・ 800万円(5万人～10万人未満)</li> </ul>
担当課室	国民健康保険課 (Tel 088 - 823 - 9629)



## ○健康増進研修会

事業目的	「よさこい健康プラン21（高知県健康増進計画）」に基づく健康づくりの推進のため、集落活動センターの要請に応じて職員を派遣する。
アドバイザー	県庁職員（健康長寿政策課・福祉保健所）
支援内容	「よさこい健康プラン21」に基づく健康づくりに関する研修会、講座の講師
対象者	地域住民
事業の流れ	
申請者	市町村
県が負担する経費	アドバイザー派遣に係る旅費
事業例	<p>集落活動センターに派遣実績はないが、同様の事業として、県政出前講座で「今日からできる健康づくり」のテーマ（運動の推進・栄養、食生活の改善・たばこ対策・歯の健康・生活習慣病（高血圧・脳卒中など）の予防など）の中から、希望される内容に添った講師の派遣を実施している。</p> <p>平成29年度 健康長寿政策課実績 10回</p>
担当課室	健康長寿政策課（Tel 088-823-9675）



## ○「高知家健康づくり支援薬局」による出張相談等の実施

事業目的	「高知家健康づくり支援薬局」を活用した県民の健康づくりを推進するため、市町村の要望に応じて集落活動センター等に薬剤師を派遣する。
アドバイザー	高知家健康づくり支援薬局等の薬剤師
支援内容	薬剤師による健康相談、啓発に関する講座の講師
対象者	地域住民
事業の流れ	<pre> graph LR     A[地域の皆さんで計画を作成し、市町村に要望] --&gt; B[市町村が高知県薬剤師会へ派遣申請]     B --&gt; C[高知県薬剤師会で派遣調整、実施]   </pre>
申請者	市町村
県が負担する経費	薬剤師派遣に係る報償費
事業例	集落活動センター等に派遣し、地域の健康相談などと併せて以下の事業を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薬剤師による服薬に関する相談会</li> <li>・ お薬の正しい飲み方の講習会 など</li> </ul>
担当課室	医事薬務課 (Tel 088-823-9749)

## ○ 地域防災対策総合補助金

事業の目的	地域の防災対策を総合的に推進し、災害に強い人づくり、地域づくりを目指す	
補助先	市町村	
補助率	1 / 2 以内	
補助対象事業	下記に例示するような、地域の防災力向上に関する取り組み ・ 学習会（防災研修、視察研修含む） ・ 防災訓練（消火訓練、炊き出し訓練等） ・ 避難経路及び避難場所の簡易な整備 ・ 防災資機材（防火用、救助・救護用、情報伝達用等）の購入 詳細な内容は、担当までお問い合わせください	
事業実施主体	自主防災組織、市町村 等	
補助限度額	原則として、1市町村当たり20百万円（例外あり）	
事業例	県内市町村で毎年多数実施されている	
スケジュール	前年度秋に予算要望、当年度に補助申請し、3月31日迄に完成	
事業の流れ		
担当課室	南海トラフ地震対策課 (Tel 088-823-9317)	

## ○ 地域集会所耐震化促進事業費補助金

事業の目的	南海トラフ地震に備え、住まいの近くで避難生活ができるよう地域集会所を避難所として活用し、県内での避難者の収容力拡大を図る
補助先	市町村（市町村が建物の所有者に補助することが前提）
補助率	診断・設計：1/4、改修：3/10（補助限度額あり）
補助対象事業	津波浸水域外にある避難所として活用可能な昭和56年以前に建築された旧耐震基準の地域集会所の耐震診断、耐震設計、耐震改修
事業実施主体	地域集会所の所有者（市町村が所有する建築物は補助対象外）
補助限度額	国の制度にならって限度額あり
事業の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の補助制度の活用が前提</li> <li>・ 市町村が地域防災計画に避難所として位置付け</li> <li>・ 県の耐震改修促進計画に防災拠点として位置づけ</li> <li>・ 避難所運営について地元（自主防災組織等）と市町村が協定を締結など</li> </ul>
事業例	H28 実施 香美市など、H29 実施 南国市など、H30 実施 高知市など
スケジュール	前年度秋に予算要望、当年度に補助申請し、3月31日迄に完成
事業の流れ	<pre> graph LR     A[地域の皆さんで協議し、市町村に要望] --&gt; B[市町村が補助申請]     B --&gt; C[県で交付決定]     </pre>
担当課室	南海トラフ地震対策課（Tel 088-823-9317）

○ 避難所運営体制整備加速化事業費補助金

事業の目的	大規模かつ広域的な災害が発生した場合でも、安心して避難生活を送ることができるよう、避難所の運営体制の充実を図る。	
補助先	市町村	
補助率	2 / 3 以内	
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所運営マニュアルの作成に係る経費</li> <li>・ 避難所運営訓練等に係る経費</li> <li>・ 避難所における環境整備に係る経費</li> </ul>	
事業実施主体	市町村	
補助対象限度額	マニュアルの作成、訓練に係る経費：なし 資機材、施設整備：2,000 千円 / 箇所 × 申請避難所数	
事業の要件	「避難所における環境整備」を実施するためには、当該避難所において、避難所運営マニュアルが作成されていることが必要となる。	
事業例	H28 年度からの新規事業、県内市町村で毎年多数実施されている	
スケジュール	前年度秋に予算要望、当年度に補助申請し、3 月 31 日迄に完成	
事業の流れ		
担当課室	南海トラフ地震対策課 (Tel 088-823-9317)	

**追加****○ 南海トラフ地震事前避難対策支援事業費補助金**

事業の目的	南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表され、大規模な地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった場合に、市町村が避難所を設置・運営する費用の支援をする。
補助先	市町村
補助率	10/10 定額
補助対象事業	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗機材費等 福祉避難所については上記に加え、生活相談等に当たる職員等の配置経費等について加算できる
事業実施主体	市町村
補助対象限度額	避難者 1 人 1 日当たり 320 円以内 福祉避難所については、上記に加え実費分を加算できる
事業例	H31 年度からの新規事業
事業の流れ	<pre> graph LR     A[情報の発表] --&gt; B[避難所の設置・運営]     B --&gt; C[市町村が補助申請]     C --&gt; D[県で交付決定] </pre>
担当課室	南海トラフ地震対策課 (Tel 088-823-9317)



## ○緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業費補助金

事業の目的	中山間地域の孤立対策を推進し、地域住民の安全・安心を確保するため、緊急用ヘリコプター離着陸場の整備を図る。	
補助先	市町村、消防に関する事務を処理する一部事務組合又は広域連合	
補助率	1 / 2 以内	
補助対象事業	緊急用ヘリコプター離着陸場の整備（整地、舗装、取付道路） （用地補償費は補助対象外）	
事業実施主体	市町村	
補助限度額	750 万円／箇所	
事業例	H27 実施 仁淀川町用居など、H28 実施 四万十市八束など、 H29 実施 大月町柏島など、H30 実施 香美市猪野々など	
スケジュール	まず、高知県消防防災航空隊との協議が必要（適地であるか調査） 前年度秋に予算要望、当年度に補助申請し、3月31日迄に完成	
事業の流れ		
担当課室	南海トラフ地震対策課 (Tel 088-823-9317)	



## ○生活安全出前講座の実施

事業目的	地域住民の皆様の安全・安心を確保するため、集落活動センター等に県の担当職員等を派遣して、生活安全や消費生活などに関する講座を実施する
アドバイザー	消費生活センター相談員、生活安全担当職員など
支援内容	<p>(1) 地域の生活安全に係る内容について講座を実施する 〔講座のテーマ例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者被害にあわないために</li> <li>・ 高齢者の交通事故の減少のために</li> <li>・ 高齢者や子どもを犯罪から見守るために</li> </ul> <p>※時間については相談に応じます (目安) 講座の時間は 60 分程度</p>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民の皆様</li> <li>・ 高知ふるさと応援隊など、地域活動のリーダー役</li> <li>・ 地域で高齢者の身守り活動を行う方</li> </ul>
事業の流れ	
申請者	市町村、地域活動団体の代表者など
県が負担する経費	必要資料等経費、担当職員等講座派遣旅費
事業例	高齢者を狙う悪質商法について、どのような手口に気をつける必要があるか、被害に遭わないための心構えについての「講座」や「寸劇」を行う。
担当課室	県民生活・男女共同参画課 (Tel 088 - 823 - 9319 ) 県立消費生活センター (Tel 088 - 824 - 0999 )



## ○ 異文化理解講座の実施

事業目的	異文化への理解を広め、地域の国際化を推進するため、国際交流員を派遣して、外国の文化や言語に関する講座を実施する。		
講師	国際交流員		
支援内容	外国の文化や言語に係る内容について講座を実施する。 [講座のテーマ例] ・外国人観光客の接客マナー・フレーズ ・小学校での料理教室 ・高校での外国語授業  ※原則として、平日9時から17時の間での派遣となります。 時間は相談に応じます。		
対象者	・地方公共団体の皆様 ・地域住民の皆様		
事業の流れ	講座等を希望する項目等の調整・決定	派遣依頼を県に提出	県で派遣決定
申請者	市町村、地域活動団体の代表者など。		
県が負担する経費	— ※旅費、傷害保険、材料費等については、派遣依頼団体が全額負担。		
事業例	上記支援内容のとおり。		
担当課室	国際交流課 (Tel 088 - 823 - 9605 )		